

平成30年度（12月） 第9回浜北区協議会 次第

日時：平成30年12月20日（木）午後1時30分から
会場：浜北区役所 大会議室（なゆた・浜北3階）

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

ア 浜松市浜北区中瀬及び豊保の各一部の区域における住居表示の実施に
係る町の新設等について **【資料1】**

イ 第4次浜松市地域福祉計画（案）のパブリック・コメント実施について
【資料2】

ウ 浜松市老人福祉センター等のあり方見直し（案）のパブリック・コメ
ント実施について **【資料3】**

エ 平成30年度浜北区地域力向上事業(助成事業)の提案について**【資料4】**

(2) 報告事項

浜北平ロスポート施設におけるネーミングライツパートナーについて
【資料5】

3 その他の事項

(1) その他

(2) 次回開催日程について

4 閉 会

資料1

第9号様式

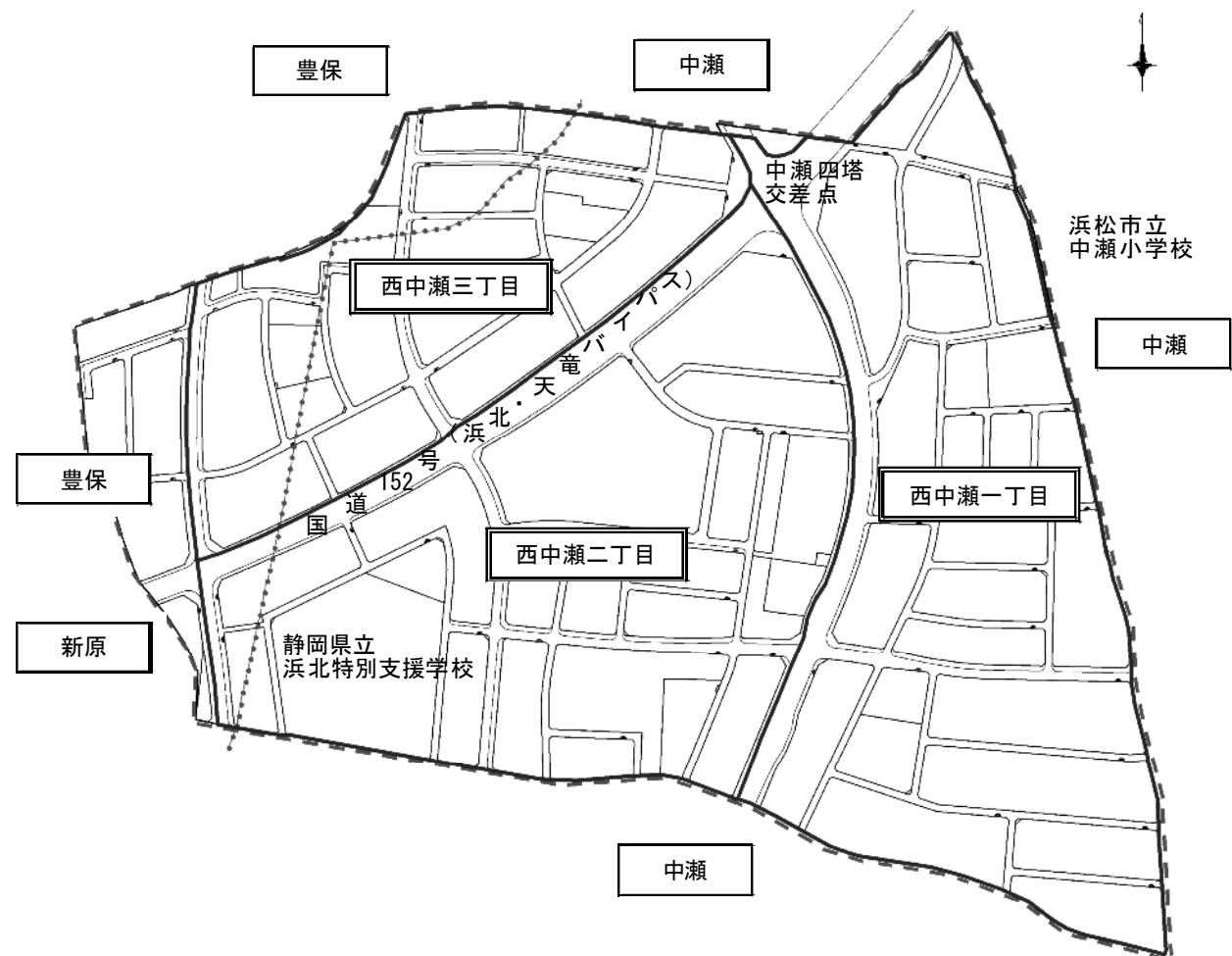
区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諒問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件名	浜松市浜北区中瀬及び豊保の各一部の区域における住居表示の実施に係る町の新設等について				
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>浜北区中瀬及び豊保の各一部の区域は、平成15年からの中瀬南部地区画整理事業により、新しい道路や街区等の基盤整備が着々と進展し、整然とした街並みが形成されています。</p> <p>また、平成30年6月には関係自治会及び土地区画整理組合から住居表示実施の要望書が提出され、平成30年第4回市議会定例会において、住居表示実施区域である市街地の区域及び住居表示の方法を街区方式とすることについて、議決を経て定めています。</p> <p>この度、同自治会及び土地区画整理組合から当該区域に新設する町の名称及びその区域に関する要望書が提出されました。</p>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内容	<p>1 実施期日 平成32年1月（予定）</p> <p>2 実施内容 住居表示実施区域に町を新設し、当該町の区域内の小字を廃止します。</p> <p>(1) 新設する町の名称 西中瀬一丁目、西中瀬二丁目、西中瀬三丁目</p> <p>(2) 新設する町の区域 別図のとおり</p>				
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	新設する町の名称及びその区域の案の公示を経て市議会に提案してまいります。				
担当課	文書行政課	担当者	鈴木 智	電話	053-457-2246

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

別図

至：第二東海自動車道横浜名古屋線（新東名高速道路）
浜松浜北インターチェンジ



凡例

土地区画整理事業区域	-----
新たな町界	---
現在の字界	· · · · ·
新たな町名	西中瀬一丁目
大字名	中瀬

資料2

第9号様式

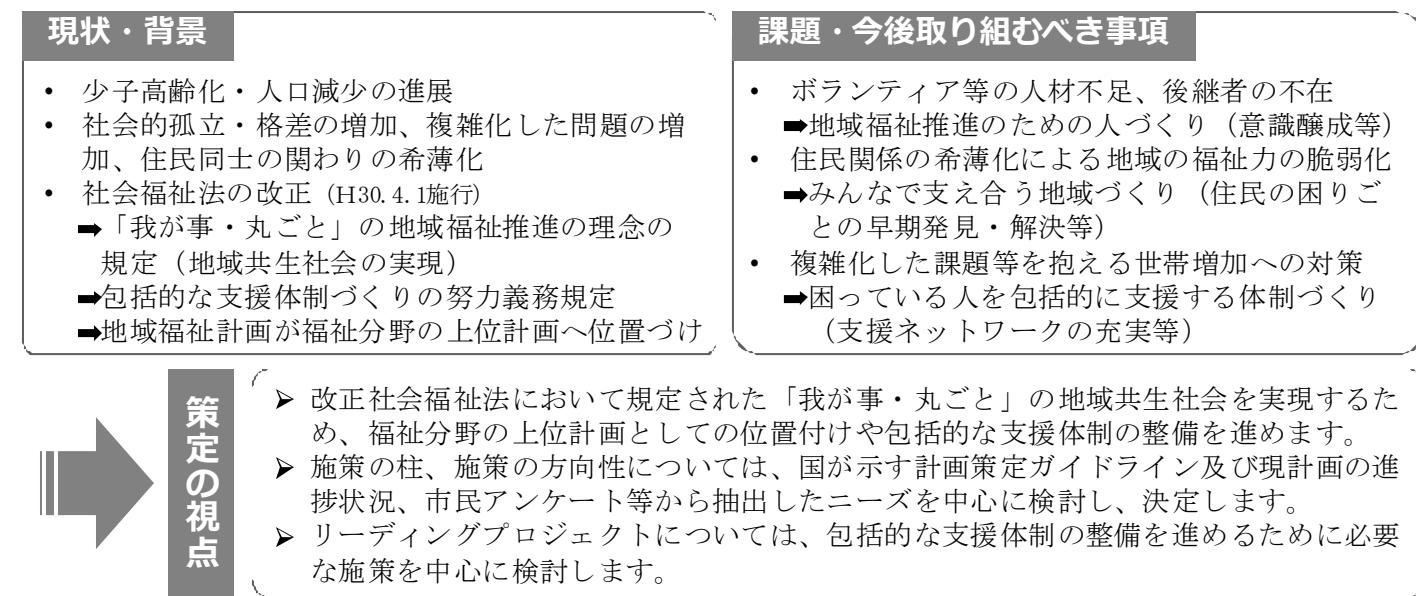
区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諮詢事項	<input checked="" type="checkbox"/> 協議事項	<input type="checkbox"/> 報告事項	
件名	第4次浜松市地域福祉計画（案）のパブリック・コメント実施について			
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>○背景 平成26年3月に策定した地域福祉推進の指針となる「第3次浜松市地域福祉計画」が期間満了を迎えるため、これまでの取り組みを検証するとともに、地域福祉を取り巻く様々な状況の変化や制度改革の状況等を踏まえ「第4次浜松市地域福祉計画」を策定するもの。</p> <p>○現状 市民アンケート・意見交換等からのニーズの抽出、改正社会福祉法との整合性について検討した上で、次期計画の目標像、施策の柱等を考案した。</p>			
対象の区協議会	全区協議会			
内 容	<p>○計画期間 平成31年度～平成35年度の5年間</p> <p>○目標像 第3次計画の目標像から一部修正し、「みんながいきいきと『関わり』を持って、つながり支え合う地域づくり」とし、地域住民同士、専門機関同士の繋がりの強化を目指す。</p> <p>○施策の柱 人づくり、支え合いづくり、困っている人を包括的に支援する体制づくりの視点から3つの柱で推進していく。 特に、困っている人を包括的に支援する体制づくりの視点については、様々な分野の部局や相談支援機関同士の連携の充実を図るための新たな施策を進めていく。</p> <p>○案の公表及び意見募集期間 平成30年12月17日（月）から平成31年1月15日（火）まで</p> <p>○案の公表先 福祉総務課、市政情報室、区役所、協働センターなどにて配布 市ホームページ (http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp)</p> <p>○市の考え方公表時期（予定） 平成31年3月</p>			
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	施行時期（予定）：平成31年4月			
担当課	福祉総務課	担当者	京橋 茂敏	
			電話	457-2326

第4次浜松市地域福祉計画（案）概要【計画期間：平成31年度～平成35年度（5年間）】

H30.12

1. 策定にあたって（P 1、P 23）



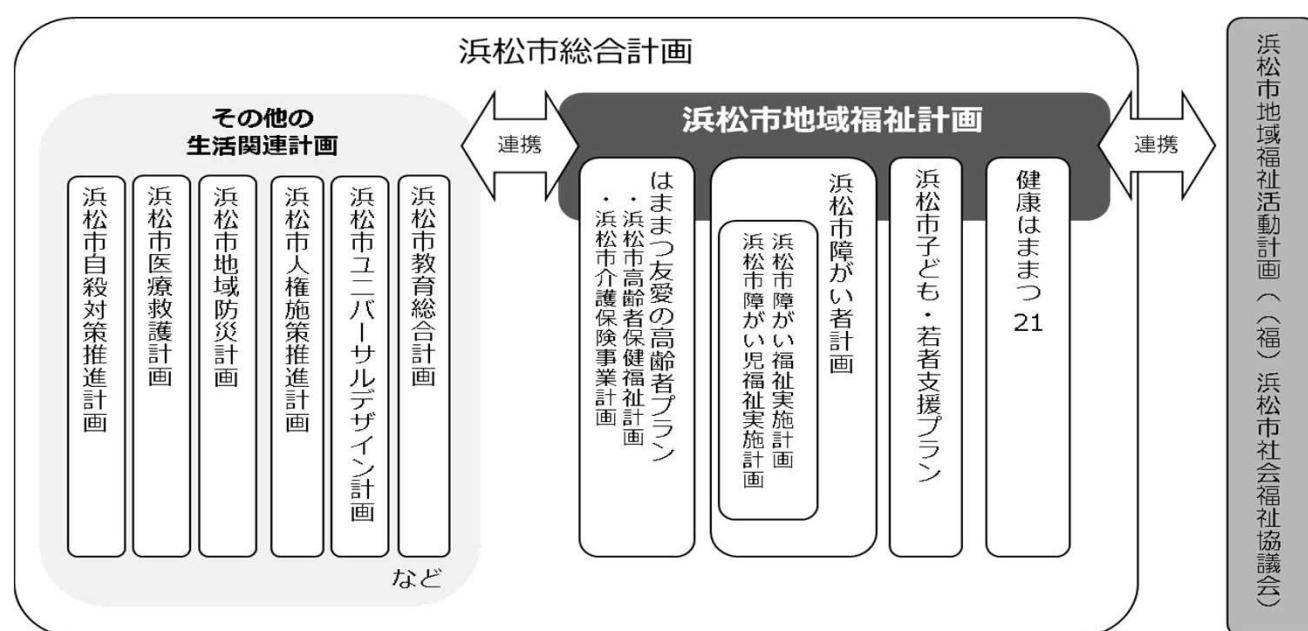
2. 趣旨（P 16）

地域福祉計画は、年齢や障がいの有無などに関わりなく、誰もが住み慣れた地域で自立し安全・安心に暮らせる地域社会づくりに向け、住民、福祉サービス事業者、ボランティアなど様々な福祉活動の担い手、行政などが連携し、協力して取り組む活動の指針となるものです。（根拠：社会福祉法107条）

3. 位置付け（P 16、P 17）

本計画は、地域という視点から、保健福祉分野の個別計画に共通した理念、方針、推進方向等を示し、各分野の横断的なつながりを強化するとともに、地域福祉における展開を総合的に推進する役割を担っています。（上位計画として、福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載）

また、あらゆる地域における課題を解決するために、保健福祉分野のみならずその他の生活に関連する計画との連携を図ります。

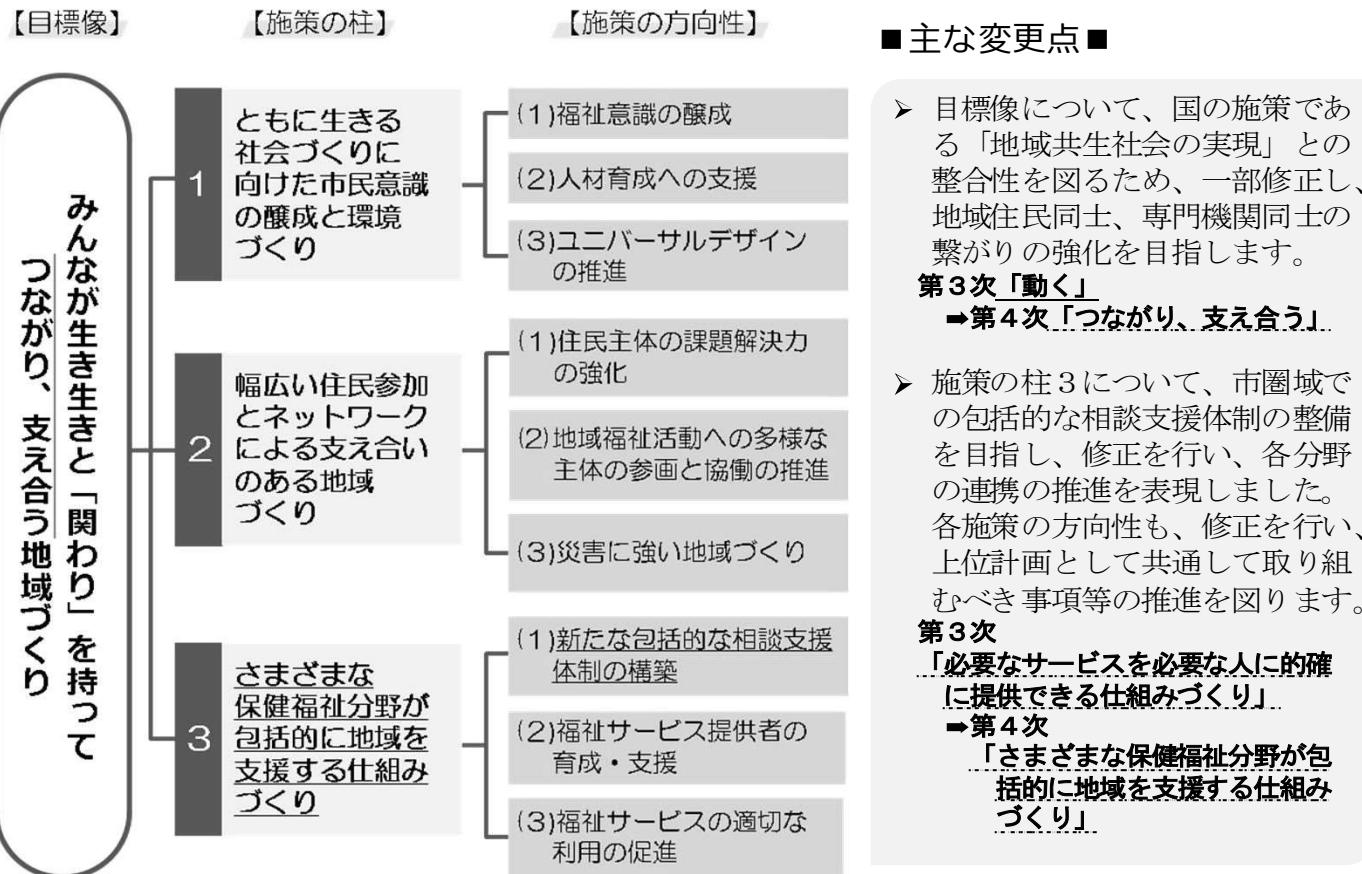


4. (福) 浜松市社会福祉協議会の役割と市の関わり（P 20）

(福) 浜松市社会福祉協議会は、地域福祉推進のための中核的な役割として、市民や民間団体との協働を進め、社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図るために、「地域福祉活動計画」を策定し、市と連携しながら取り組みます。

市は、(福) 浜松市社会福祉協議会の体制基盤整備や、様々な取り組みに対する必要な財政支援をし、強固な連携体制を構築する中で、地域福祉活動の活性化を図ります。

5. 施策体系（P 25～）



6. リーディングプロジェクト（P 61～）

事業全般を先導していく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、重点的に取り組みます。

取り組み	目的	内容
地区社会福祉協議会への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 地区社会福祉協議会は、住民主体による地域福祉活動の推進母体として、今後も地域福祉の推進の要となる組織です。 地区によって、設立の経緯も活動内容も様々であるため、画一的な活動支援ではなく、それぞれの地域に合ったきめ細やかな支援を行います。 	<ol style="list-style-type: none"> 活動内容の充実に向けた基盤づくり 住民に身近な圏域で困りごとを発見・解決できる取り組みの推進 住民に身近な相談窓口設置の推進 多様な主体（社会福祉法人、企業、NPO法人等）の活動とのマッチング機能の充実
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置支援	<ul style="list-style-type: none"> 地区社会福祉協議会などの住民主体の地域福祉活動の活性化や、制度と制度の狭間にあり、既存の福祉サービスでは対応が難しい人への支援やその課題解決に向けた活動を促進します。 	<ol style="list-style-type: none"> コミュニティソーシャルワーカーの資質確保、活動環境の整備 制度の狭間に課題を抱える問題への個別支援や地域支援の充実 各相談支援機関とのネットワークづくりの強化 地区社会福祉協議会への活動支援
多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないよう、包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築します。 	<p>✓ 「相談支援包括化推進員」を配置し、以下の1～5を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 解決困難な個別相談への対応 相談支援包括化ネットワークの構築 相談支援包括化推進会議の開催 自主財源の確保のための取り組み 新たな社会資源の創出

第4次浜松市地域福祉計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。

あなたの声を生かしてみませんか？

パブリック コメント 制度



出世大名 家康くん

1. 「第4次浜松市地域福祉計画(案)」とは

地域福祉計画は、年齢や障がいの有無などに関わりなく、誰もが住みなれた地域で自立し安全・安心に暮らせる地域社会づくりに向け、住民、福祉サービス事業者、ボランティアなど様々な福祉活動の担い手、行政などが連携し、協力して取り組む活動の指針となるものです。

第3次地域福祉計画が平成30年度で計画期間の満了となるため、平成31年度以降の5年間を計画期間とする第4次地域福祉計画を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

平成30年12月17日（月）～平成31年1月15日（火）

3. 案の公表先

福祉総務課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	福祉総務課（市役所本館3階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 福祉総務課あて
③電子メール	fukushisomu@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3730-5988 (福祉総務課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、平成31年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

健康福祉部福祉総務課（TEL 053-457-2326）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●第4次浜松市地域福祉計画（案）

第1章 計画策定にあたって	P 1～P 20
第2章 目標像と施策体系	P 23～P 25
第3章 施策の柱と具体的な取り組み	P 29～P 57
第4章 リーディングプロジェクト	P 61～P 70
第5章 計画の推進と評価	P 73～P 74
●意見提出様式（参考）	P 75

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第4次浜松市地域福祉計画
趣旨・目的	地域福祉計画は、年齢や障がいの有無などに関わりなく、誰もが住みなれた地域で自立し安全・安心に暮らせる地域社会づくりに向け、住民、福祉サービス事業者、ボランティアなど様々な福祉活動の担い手、行政などが連携し、協力して取り組む活動の指針となるものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	平成26年3月に策定した「第3次浜松市地域福祉計画」が期間満了を迎えるため、これまでの取り組みを検証するとともに、地域福祉を取り巻く様々な状況の変化や制度改革の状況等を踏まえ「第4次浜松市地域福祉計画」を策定します。
立案した際の実施機関の考え方及び論点	<p>改正社会福祉法において規定された全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「我が事・丸ごと」の地域共生社会を実現するため、福祉分野の上位計画としての位置付けや包括的な支援体制の整備を進めます。</p> <p>施策の柱、施策の方向性については、国が示す計画策定ガイドライン及び現計画の進捗状況、市民アンケート等から抽出したニーズを中心に検討し、決定しました。</p>
案のポイント（見直し事項など）	<p>【計画の期間】 平成31年度～平成35年度の5年間</p> <p>【目標像】 目標像について、国の施策である「地域共生社会の実現」との整合性を図るため、第3次計画の目標像から一部修正し、「みんながいきいきと『関わり』を持って、つながり支え合う地域づくり」とし、地域住民同士、専門機関同士の繋がりの強化を目指します。</p> <p>【施策の柱】 施策の柱3について、市圏域での包括的な相談支援体制の整備を目指すために修正を行い、各分野の連携の推進を表現しました。また、各施策の方向性も、修正を行い、上位計画として共通して取り組むべき事項等の推進を図ります。</p> <p>【リーディングプロジェクト】 新たに「多機関の協働による包括的相談支援体制の構築」の取り組みを実施することにより、様々な分野の部局や相談支援機関同士の連携を充実させ、課題解決力の強化を図ります。</p>
関係法令・上位計画など	<p>【関係法案】社会福祉法</p> <p>【上位計画】浜松市総合計画</p>
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	<p>平成30年12月～平成31年1月 案の公表、意見募集</p> <p>平成31年3月 議会・委員会報告、市の考え方公表</p> <p>平成31年4月 計画の施行</p>

第4次浜松市地域福祉計画（案）

**平成 30 年度
浜松市**

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉を取り巻く環境の変化	1
(1) 少子高齢・人口減少社会の進展による地域の福祉力の脆弱化.....	1
(2) 世帯問題の複合化・複雑化、地域社会から孤立した世帯の増加.....	3
(3) 国の動向へ地域共生社会の実現に向けて～.....	3
2 第3次地域福祉計画の検証と課題	5
(1) 第3次地域福祉計画のねらい	5
(2) 主な取り組みと課題	6
3 第4次地域福祉計画の考え方	16
(1) 計画の趣旨	16
(2) 計画の位置づけ	16
(3) 計画の期間	17
(4) 地域福祉の圏域の考え方	18
(5) 住民と行政の協働	19
(6) (福) 浜松市社会福祉協議会の役割と市の関わり	20

第2章 目標像と施策体系

1 目標像	23
2 施策体系	25

第3章 施策の柱と具体的な取り組み

1 施策の柱	29
施策の柱1 ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成と環境づくり	30
(1) 福祉の意識醸成	31

(2)人材育成への支援.....	33
(3)ユニバーサルデザインの推進	35
施策の柱2 幅広い住民参加とネットワークによる支え合いのある地域づくり	37
(1)住民主体の課題解決力の強化	38
(2)地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	42
(3)災害に強い地域づくり	44
施策の柱3 さまざまな保健福祉分野が包括的に地域を支援する仕組みづくり	46
(1)新たな包括的な相談支援体制の構築.....	47
(2)福祉サービス提供者の育成・支援.....	52
(3)福祉サービスの適切な利用の促進.....	54

第4章 リーディングプロジェクト

1 リーディングプロジェクトの選定	61
リーディングプロジェクト1 地区社会福祉協議会への活動支援.....	62
リーディングプロジェクト2 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置支援 .	65
リーディングプロジェクト3 多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	68

第5章 計画の推進と評価

1 推進体制.....	73
2 計画の評価	73

第1章

計画の策定にあたつて

背景

- ①少子高齢・人口減少社会の進展による地域の福祉力の脆弱化
- ②世帯問題の複合化・複雑化、地域社会から孤立した世帯の増加
- ③国の動向～地域共生社会の実現に向けて～

計画の意義

- ①市民と行政が地域福祉の基本理念と目指すべき方向を共有し、課題解決に向け、協働の方向性を示す
- ②地域住民が主体的に関わり、ともに支え合い、助け合う仕組みをつくるのに必要な施策を打ち出す
- ③地域福祉を総合的・体系的に推進する

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉を取り巻く環境の変化

浜松市では、昭和61年から、子どもから高齢者、障がい者をはじめ、誰もが住みなれたまちや家庭で自分らしく安心して暮らしていく支え合いのある地域づくりを目指して、市民運動の一つとして「地域福祉をはぐくむ運動」をスタートしました。

そして、さらなる地域福祉の推進を目指し、平成16年に「第1次浜松市地域福祉計画」策定しました。その後、平成19年4月の政令指定都市への移行や、地域福祉を取り巻く状況の変化に対応するため、5年ごとに更新を行い、第3次計画に至るまで、地域福祉の担い手となる人材育成や地区社会福祉協議会の設立・活動支援など、地域福祉を推進するための基盤づくりに取り組んできました。

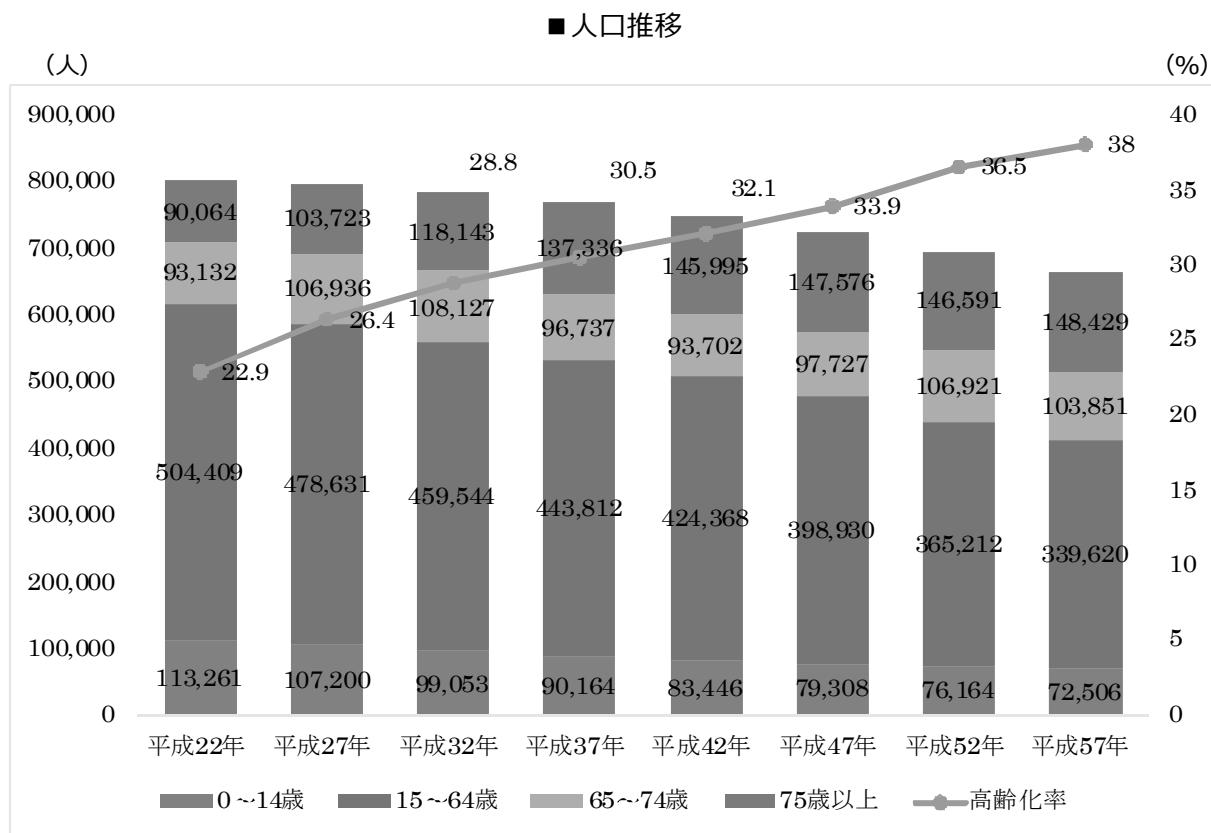
しかし、少子高齢化の一層の進展やニーズの複合化・多様化による地域課題の顕在化、制度の狭間で問題を抱える世帯、地域社会から孤立した世帯の増加など、地域福祉を取り巻く状況の変化はさらに進んでおり、地域福祉課題への対応の必要性がますます高まっています。

このような状況を踏まえ、第3次計画での取り組みの成果を活かすとともに課題を検証しながら、地域福祉の新たな課題に的確に対応するための第4次計画を策定します。

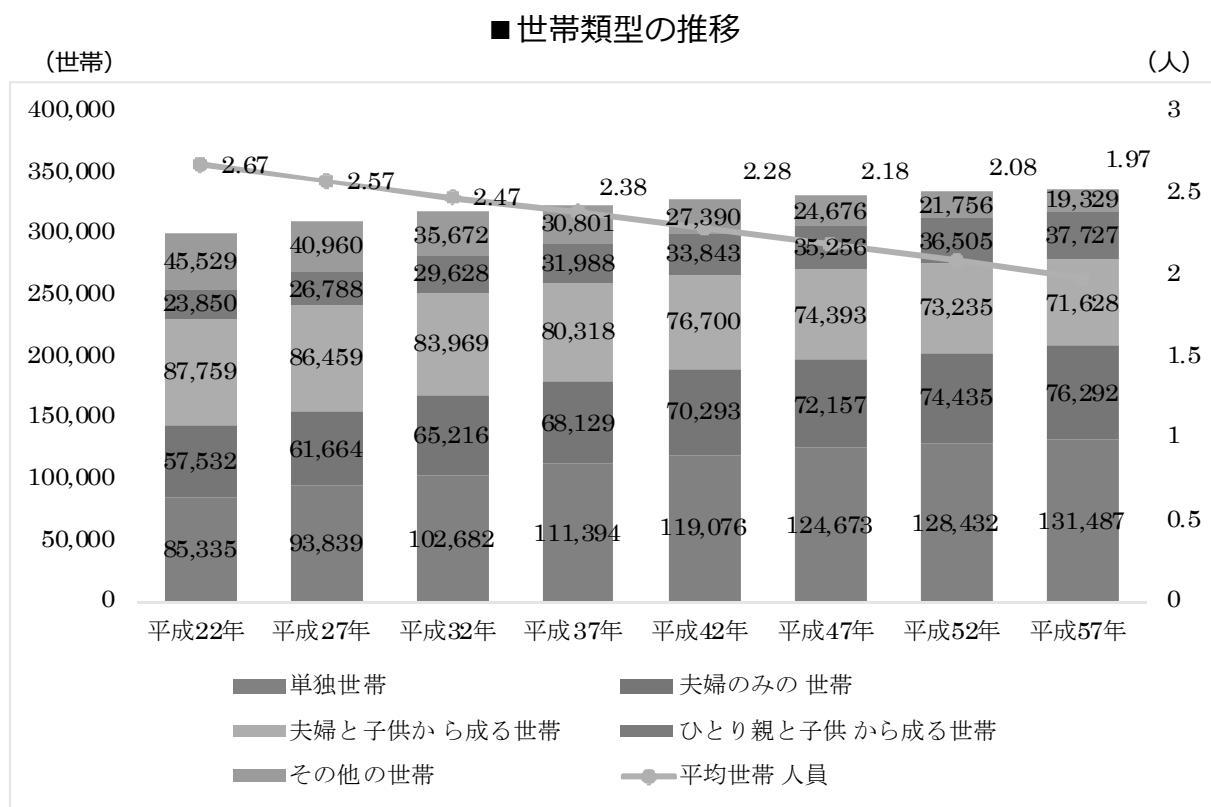
(1) 少子高齢・人口減少社会の進展による地域の福祉力の脆弱化

少子高齢・人口減少社会が進展し、家族構成や市民の生活形態などにも大きな変化がもたらされました。ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が急増する一方で、地域福祉の担い手となる世代が減少しています。また、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家庭の支援力の低下や地域で課題を解決していくという地域の福祉力が脆弱化しています。

誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会を構築するためには、自助はもちろんのこと、共助、公助の3つが相互に補い合い人々の地域生活を支えるという視点から福祉施策の展開が重要です。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護事業や、災害発生時を想定した市民同士の支え合いによる災害時避難行動要支援者対策の強化も引き続き急務となっています。さらには、将来を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる地域づくりにも取り組んでいく必要があります。



出典：浜松市の将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)



出典：浜松市の将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)

(2) 世帯問題の複合化・複雑化、地域社会から孤立した世帯の増加

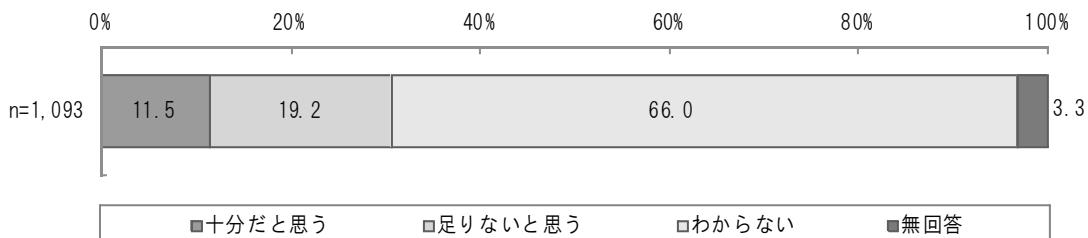
近年、市民一人ひとりが抱える福祉、医療、健康に対するニーズは、複合化・多様化し、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や、複合的な問題のある世帯に対して個別分野ごとの福祉サービスでは十分な対応ができないなど、新たな課題が顕在化してきています。また、度重なる福祉制度の改正や制度の専門化が、市民にとって相談や利用のしづらさにつながる恐れもあります。

また、地域とのつながりの希薄化などにより、悩みを自ら発信できず社会的に孤立する人や世帯が増え、孤立死や老々介護による事故、虐待などが大きな社会問題となっています。一方、こうした世帯は、地域住民から見ると「気づいていても何もできない」という側面もあります。

本市では、コミュニティソーシャルワーカーや生活困窮者自立相談支援機関、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所など、様々なニーズに応える相談支援体制を整えていますが、市民アンケート結果からは、現在の相談支援体制が「十分だと思う」という回答は約1割しかありませんでした。

不安や課題を抱えたとき、誰もが気軽に相談でき、必要な支援が必要とする人に行き届く新たな包括的な相談支援体制づくりが必要となっています。

▶現在の相談支援体制は十分だと思いますか。



※平成30年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

(3) 国の動向～地域共生社会の実現に向けて～

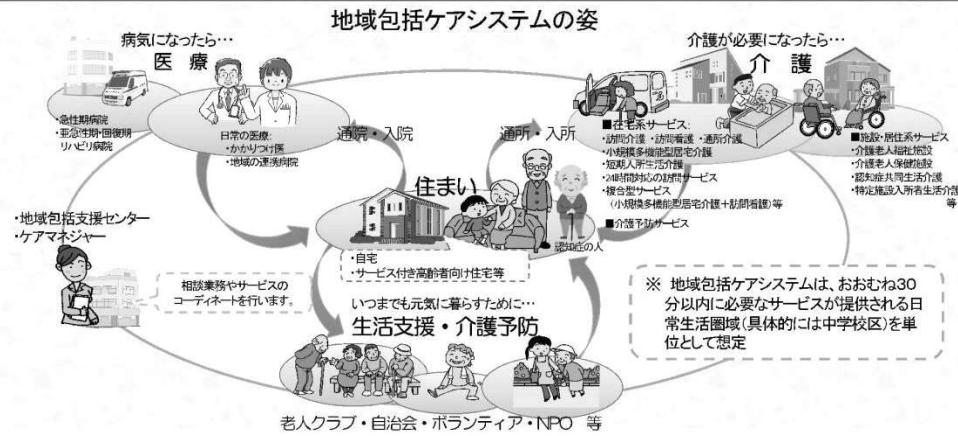
現在の多様な社会問題に対応すべく、国は、「我が事・丸ごと」地域共生社会本部を立ち上げ、「地域共生社会」を実現することを目指しています。具体的には、

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくこと、また、市町村には、その地域づくりの取り組みの支援と、地域での課題を公的なサービスにつないでいくための縦割りではない「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくことが必要です。

今後、この地域共生社会の中に、地域包括ケアシステムを組み込む形で、高齢者のみならず、全ての人を対象とした支え合いの総合支援体制の新たな整備を目指します。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



出典：厚生労働省ホームページ

この取り組みを実施していく上で、平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正が行われました。市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）の他、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。以下が改正のポイントです。

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）
（＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目指して、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

出典：厚生労働省ホームページ

2 第3次地域福祉計画の検証と課題

(1) 第3次地域福祉計画のねらい

第3次計画では、多くの市民が積極的に参画し関わりを持つこと、また、市民自らが主体的に動き、豊かな福祉社会の実現を達成することを目標に掲げるものとしました。

そうした社会を実現するために、「みんなが生き生きと『関わり』を持って動く地域づくり」を目標像に掲げ、次の3つを施策の柱に定め、事業を展開しました。

目標像

みんなが生き生きと「関わり」を
持って動く地域づくり

1 ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成と環境づくり

2 幅広い市民参加とネットワークによる支え合いのある地域づくり

3 必要なサービスを必要な人に的確に提供できる仕組みづくり

(2) 主な取り組みと課題

① 施策の柱1 ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成と環境づくり

主な取り組み ◇

- ◇各種講座や講演会、認知症や障がいや人権問題に関する理解促進、多文化共生の意識づくりを積極的に展開し、市民の福祉意識の啓発・向上が図られました。
- ◇小中学校の社会科の授業や総合学習の時間などを利用した福祉教育・福祉体験学習を通じ、小さな頃から福祉への関心・理解を深めることができました。
- ◇ボランティア養成講座の開催により地域福祉を担う人材の育成を行いました。また、地域ボランティアコーナーの設置を進め、各地域のボランティア団体の交流や情報の拠点を整備するなど、ボランティア団体の育成や活動支援を進めました。
- ◇心のユニバーサルデザイン（思いやりの心）を推進するため、ユニバーサルデザイン市民リーダー養成講座を開催し、ユニバーサルデザイン啓発活動に取り組む人材の育成を図り、地域での主体的な活動を促進しました。

課題 ◇

- 地域福祉の担い手となる人材育成を推進してきましたが、市民アンケート結果からは、市民のボランティア活動への参加意識は、3割を超える人が「参加するつもりはない」と横ばいの状況が続いている。
- また、関係団体等との意見交換会では、
 - ・福祉について、地域住民全体の意識向上の底上げが必要である。
 - ・現在の参加者が高齢化し、地域活動への参加者が固定化している。
 - ・小学校の頃からの福祉教育を充実させ、次世代の担い手を育ててほしい。
 - ・男性の地域活動への参加が少ない。
 - ・障がい者についての理解が進まず、地域に把握されていない人が多くいる状況がある。
- といった意見が出されており、目的が十分に達成されたとは言い難い状況です。

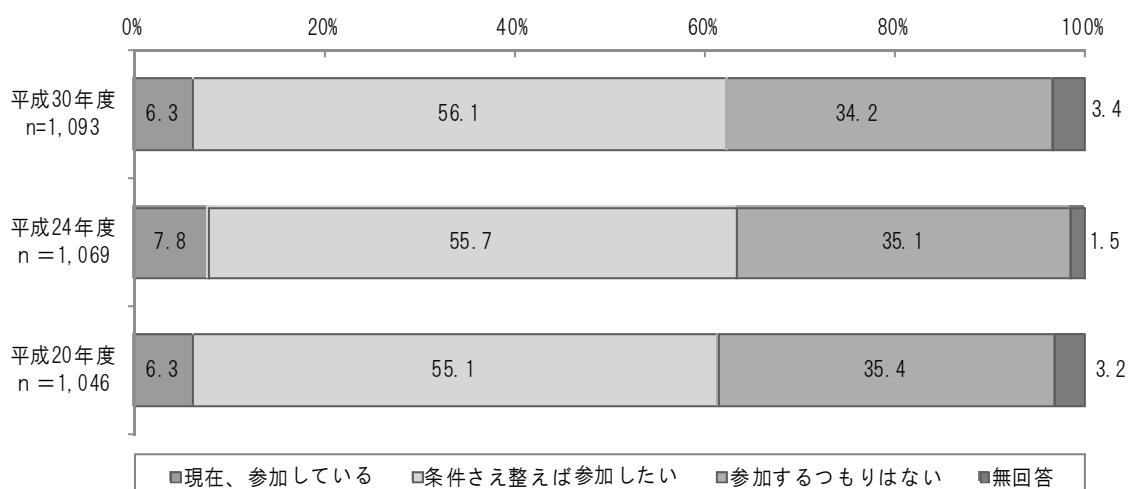
第4次計画に向けた取組み方針 ◇

こうしたことから、第4次計画では、

- ◆各種の講座や講演会について、より多くの市民が興味を持ち受講してもらうため、テーマを見直す他、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等を活用した広報などの工夫した取組みの実施
- ◆住民懇談会やワークショップなどを通した地域の課題を地域で解決するという住民の意識づくり
- ◆気軽に参加できるボランティア活動の促進に向けた取り組みの充実
- ◆引き続き、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるユニバーサルデザインの考え方の浸透

といった視点を施策に取り込んでいく必要があります。

▶ボランティア活動に参加したいと思いますか。



※平成30年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

② 施策の柱2 幅広い市民参加とネットワークによる支え合いのある 地域づくり

主な取り組み ◇

- ◇ 地域福祉活動の推進母体として、地区社会福祉協議会の活動を支援するため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置による地域の実情に合わせた支援や財政面の強化、今後の地区社会福祉協議会のあり方検討会の実施など、積極的に展開しました。
- ◇ 地域ボランティアコーナーを10箇所新規設置（計46箇所）し、各地域で活動するボランティア団体の交流や情報発信の拠点として大きな役割を担っています。
- ◇ 元気な高齢者の社会参加の仕組みづくりとして、「ささえあいポイント事業」を実施し、地域でのボランティア活動の活性化を図りました。
- ◇ 災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、災害時避難行動要支援者名簿の自治会等への配付による平時からの地域における見守り体制整備を進めたほか、福祉避難所の指定、在宅要介護者安否確認事業者の指定を行うなど、災害時に備えた対策に取り組みました。
- ◇ 子育て支援ひろば等の地域子育て推進事業により、子育てを地域で支えていくための事業を推進しました。また、子育て情報センター管理運営事業により、子育て支援の相互援助活動や情報拠点として、子育て中の保護者に対する啓発支援、情報提供を行うことができました。

課題 ◇

- 市民アンケート結果には、地域福祉の推進母体となる地区社会福祉協議会の認知度、その設立による地域での支え合いの進展具合、活動への参加意向については低い状況が見られ、地区社会福祉協議会に対する理解が進んでいないことが示される結果となっており、活動の活性化支援策が必要となっています。
- 複合的な問題を抱える世帯の増加に対応するため、地区社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、ボランティア団体など、地域福祉を担う組織やネットワークの構築、それぞれの組織間の連携の強化が重要です。
- 世帯の問題が複雑化する前に、住民に身近な圏域において、早期発見や早期解決することができる体制づくりの構築が必要です。
- また、関係団体等との意見交換会では、
 - ・ 地区社会福祉協議会の活動へ関わる人を増やすため、認知度上昇に向けた方策や地区内の団体との連携に向けたコーディネート機能を充実してほしい。
 - ・ 福祉サービスは充実してきている一方、地域では、制度の狭間で問題を抱える人が潜在している。今後、地域住民による支え合いがより必要である。
 - ・ 災害時に備えた平時からのつながりづくりがとても重要である。

といった意見が出されており、地域の福祉力を最大限に發揮させるためのネットワーク

づくりを積極的に推進していくことが必要です。

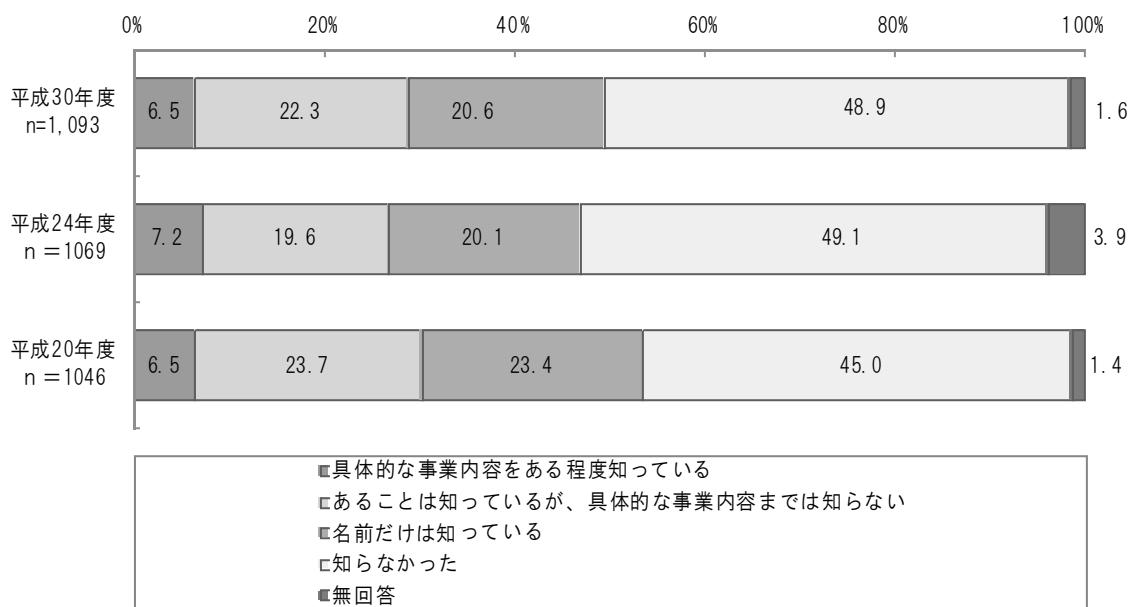
第4次計画に向けた取組み方針 ◇

こうしたことから、第4次計画では、

- ◆地区社会福祉協議会活動の活性化の方策
- ◆住民に身近な地域での地域住民のちょっとした困りごとに気付くことができる意識付けや、相談を受け止め、解決できる体制の推進
- ◆災害時に備えた地域のつながり強化

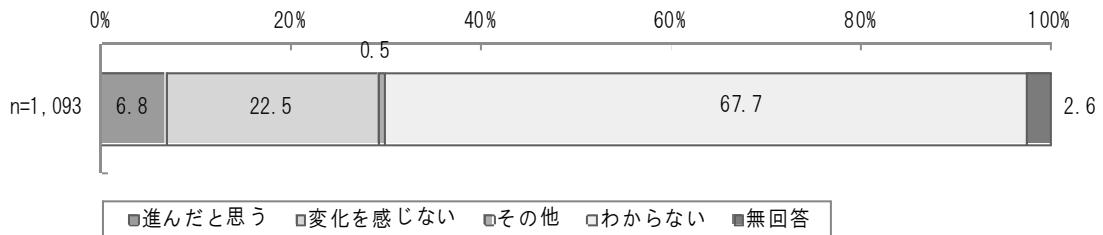
といった視点を施策に取り込んでいく必要があります。

▶地区社会福祉協議会を知っていますか。



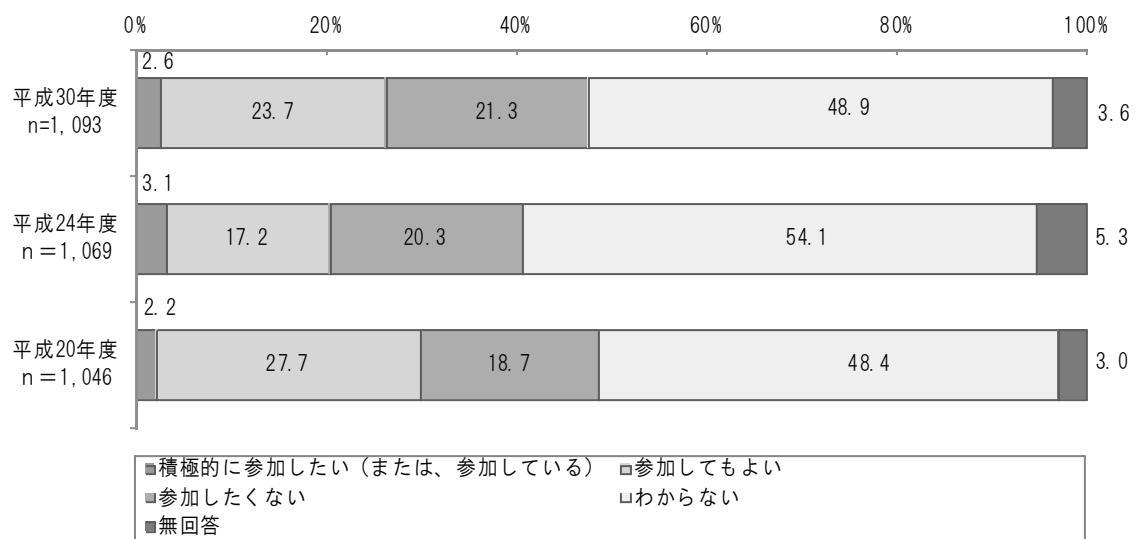
※平成30年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

▶地区社会福祉協議会の設立により、地域での支え合いが進んだと思いますか。



※平成30年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

▶地区社会福祉協議会の活動に参加したいですか。



※平成 30 年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

③ 施策の柱3 必要なサービスを必要な人に的確に提供できる仕組みづくり

主な取り組み ◇

- ◇ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置や、生活自立相談支援センター「つながり」を設置し、相談支援体制を強化しました。
- ◇ 民生委員・児童委員に対する研修の実施や、活動周知の取り組みなど活動環境の整備を行いました。
- ◇ 22箇所に設置された地域包括支援センターが、高齢者やその家族の相談窓口として様々な相談に対応しました。
- ◇ 障がい者基幹相談支援センターの設置により、障がい者相談支援事業所への専門的な助言や相談員の人材育成が図られ、より効果的、積極的な相談支援体制が構築されました。
- ◇ 認知症介護実践者等養成支援、介護相談員の派遣、制度改正等の情報提供や介護サービス事業者連絡協議会・介護支援専門員連絡協議会の開催などにより、介護保険サービスの質の向上を図ることができました。
- ◇ 日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用促進に向けた取り組みにより、利用者主体の福祉サービスを進めることができました。

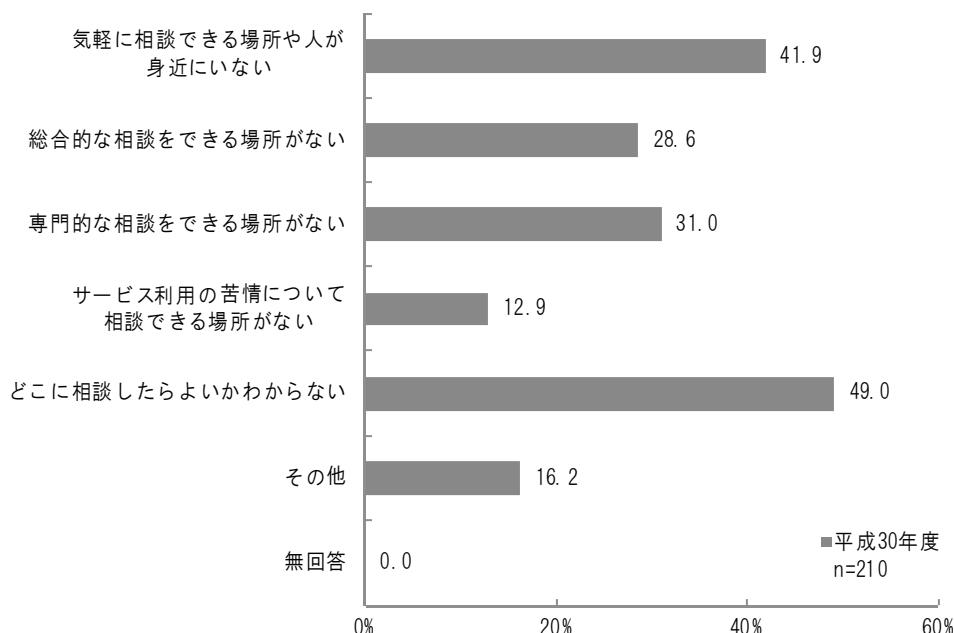
課題 ◇

○ 制度に基づいた福祉サービスの提供や福祉サービスの質の向上を図ることができたものの、市民アンケートでは、現在の相談支援体制について十分だと思うと回答した人は約1割という結果でした。また、現在の相談支援体制についてどのようなことが十分でないかという質問に対しては、どこに相談すればよいかわからない、気軽で身近な相談先がないと考えている人は、この5年間をみると多少減少したもののまだ多いという結果も出ています。

○ また、関係団体との意見交換会では、

- ・ 他分野の相談支援機関と連携する際に、支援に対する考え方、方向性が異なるなど、それぞれの機関の役割の理解が進んでいないと感じる。
 - ・ 各分野によって圏域が異なるので、連携しづらいことがある。
 - ・ 複数の生活課題を抱える人の場合、問題が深刻化しやすく、早期発見が求められるため、関係機関の連携体制を強化する必要がある。
 - ・ 困った際にどこに相談しに行けばいいのか分からない市民が多くいる現状。最初から適切な機関に相談できる仕組みがあるといい。
 - ・ 相談支援を進める上で、就労の面にも目を向けた支援を実施してほしい。
- といった意見が出されており、これまで取り組んできたサービスをより使いやすいシステムにしていくことが必要です。

▶ (現在の相談支援体制について) どのようなことが十分でないと思いますか。



※平成 30 年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

第4次計画に向けた取組み方針 ◇

こうしたことから、第4次計画では、

- ◆市民に対する分かりやすい相談窓口の周知
 - ◆アウトリーチによる地域住民の抱える課題の発見や、支援を必要とする人をしっかりと受け止め、確実に支援へつなぐことができる体制の構築
 - ◆現行の制度では対応が難しい課題に対し、それぞれの相談支援機関の連携を進め、横断的な組織で課題解決を図る体制の構築
- といった視点を含め施策を検討するものとします。

④リーディングプロジェクトについて

ア. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業

主な取り組み ◇

- ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を平成27年にモデル配置して以降、順次、全市域へ10名配置しました。
- ・ 制度の狭間で問題を抱える世帯の相談を受け止め、個別支援を実施しました。
- ・ 地域の課題を住民自身が気付き、その課題解決に向けた取り組みへつなげるため、地域診断という方法での実施を支援する等、地区社会福祉協議会等の住民主体の活動を支援をしました。
- ・ 個別支援から見えてきた地域における課題に対応するために、新たな仕組みづくりを行いました。
- ・ 他の相談支援機関と連携を図るため、合同で研修会等を実施し、顔の見える関係づくりを進めました。

課題 ◇

- ・ 評価指標について、平成30年度までに14人の配置を目標にしてきましたが、地域の実情を踏まえ、人材育成と配置を進めてきた結果、平成30年度現在、10名の配置に留まりました。
- ・ 目標には至らない配置数となりましたが、10名配置により、全市域をカバーする体制を整えることができ、関係機関への周知や連携を進めることができました。
- ・ 制度の狭間の課題への対応と地域の福祉力向上のため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）への期待が高まっているため、さらに地域のニーズに対応できる人員と配置について検討することが必要です。
- ・ これまでの相談事例や活動実績から、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）だからこそできる地域支援や仕組みづくりが進められるよう、一人ひとりのスキルアップを図る必要があります。
- ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）個人として対応できることは限られるため、地域の関係機関とのネットワーク化による相談支援体制を構築するとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動を支えるため、行政内における部局を跨いだ連携体制を推進することで、複合的な課題の解決を図っていくことが重要となります。

イ. 地区社会福祉協議会活動支援事業

主な取り組み

- ・活動への支援の強化を目的に、補助金を増額し、財政的支援を強化しました。また、事務の負担軽減を図るため、市、（福）浜松市社会福祉協議会の補助金制度を一本化しました。
- ・地域のボランティアの拠点となる地域ボランティアコーナーについて、新たに 10箇所を増設しました。
- ・地域サロンや家事支援の実施について、財政支援や立ち上げ、運営の支援を実施することにより、地域における実施数の増加につながりました。

課題

- ・評価指標について、「地区社会福祉協議会への参加意向」（根拠：市民アンケート）について、平成 30 年度に 50% を目標に掲げてきましたが、現在、27% の状況で、目標には至っていない状況にあります。
- ・また、「地域での支え合いに関する市民意識（進んだと感じる人の割合）」（根拠：市民アンケート）について、平成 30 年度に 30% を目標に掲げてきましたが、現在、6.8% に留まっています。
- ・市や（福）浜松市社会福祉協議会による地区社会福祉協議会の活動への支援を実施することで、活動が活発化している地域がある一方、その活動に関わっていない住民への周知が不足していたことが住民意識低下の一つの要因に挙げられます。
- ・また、地区社会福祉協議会の認知度が低い状況にあるため、活動を身近に感じてもらえるような周知活動や、参加しやすい事業づくりへの支援等、地域住民に対して活動への理解促進を深めていく必要があります。
- ・現状、地区社会福祉協議会の活動の中心は高齢者のため、地域の活動者の高齢化による担い手不足、リーダーの後継者育成への対策が急務となっています。また、幅広い世代の参加による活動の促進のため、若い世代に対して、参加のきっかけづくりを丁寧に実施していくことが重要です。
- ・活動環境の向上のため、活動拠点の確保や改善、機能充実を図っていく必要があります。
- ・地域ごとで抱える問題が異なるため、住民と共に地域の実情を把握や整理するとともに、住民主体による福祉活動を促進するため、その地域に寄り添った支援を実施していくかなくてはなりません。

ウ. 企業の地域福祉型社会貢献（CSR）活動促進事業

主な取り組み

- ・企業への情報提供や相談、具体的な事業の提案を行い、地域・福祉団体とのマッチング機能を担う窓口を設置しました。
- ・毎年、セミナーを開催し、活動への機運を高めました。
- ・事例集の作成（1,000部）や社会福祉大会における企業の社会貢献（CSR）活動事例発表により、「地域福祉型」の社会貢献活動の取組事例を提案及び周知することで、福祉と企業とがパートナーとして協働して取り組むことの意識啓発を行いました。

課題

- ・企業と地域・福祉団体とのマッチング数は、年々増加しており、関心が高くなっていることがうかがえます。しかしながら、内容について地域とつながるものが少なく、寄付に関することが多い状況です。
- ・セミナーへの参加企業が増えない現状に対し、企業のニーズを把握し、必要なテーマをセミナーで提供する等、参加企業を増やす取り組みを進める必要があります。
- ・地域の福祉団体と連携した社会貢献に取り組みたい意向のある企業と地域の福祉団体とを繋げるマッチング機能のさらなる充実や地域福祉分野での社会貢献活動を広げるため、企業が社会貢献活動として地域福祉関係団体と連携して取り組んだ事例等について、より一層の活動周知や情報共有が重要となります。

3 第4次地域福祉計画の考え方

(1) 計画の趣旨

地域福祉計画は、年齢や障がいの有無などに関わりなく、誰もが住みなれた地域で自立し安全・安心に暮らせる地域社会づくりに向け、住民、福祉サービス事業者、ボランティアなど様々な福祉活動の担い手、行政などが連携し、協力して取り組む活動の指針となるものです。

(2) 計画の位置づけ

① 地域福祉を推進する上での基本的な方向性を示す計画

この計画は、社会福祉法（第107条）に基づく市町村地域福祉計画であり、浜松市総合計画を上位計画とし、本市が推進する地域福祉の方向性及び具体的な取り組みを示す計画です。

② 保健福祉分野やその他の関連する個別計画との関係

本市における保健福祉に関する施策については、「はままつ友愛の高齢者プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「浜松市障がい者計画」、「浜松市障がい福祉実施計画・浜松市障がい児福祉実施計画」、「浜松市子ども・若者支援プラン」、「健康はままつ21」といった分野ごとの個別計画に基づき推進しています。

本計画は、地域という視点から、各分野の個別計画に共通した理念、方針、推進方向等を示し、各分野の横断的なつながりを強化するとともに、地域福祉における展開を総合的に推進する役割を担っています。

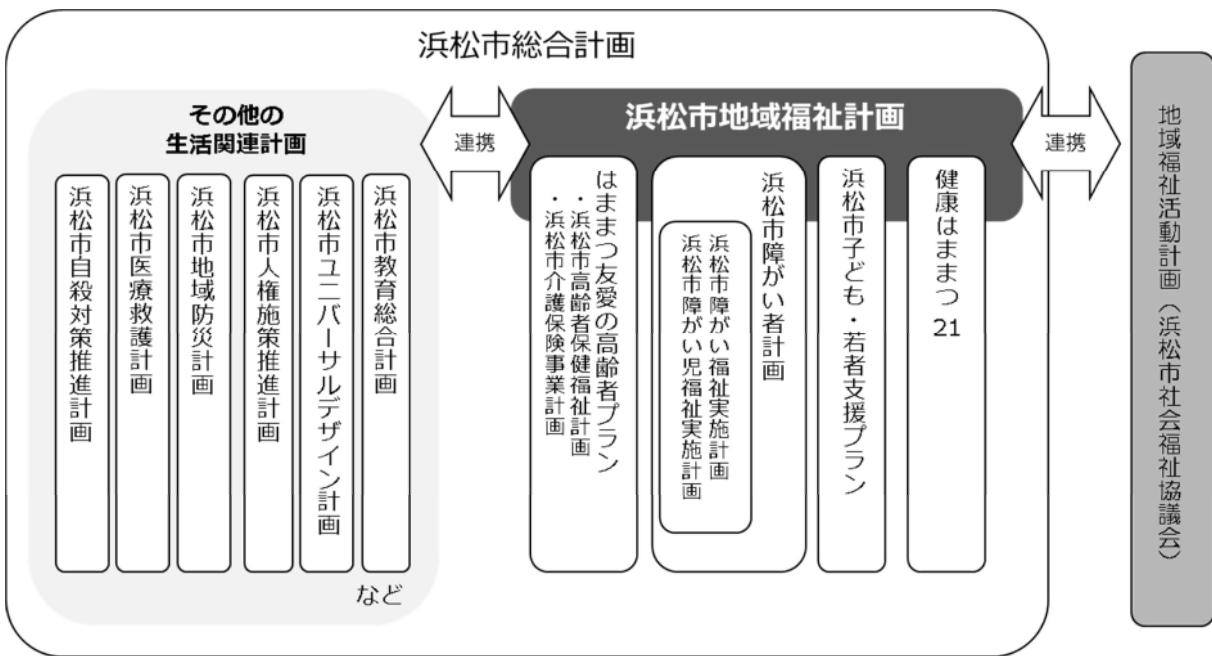
また、あらゆる地域における課題を解決するために、保健福祉分野のみならず他の生活に関連する計画との連携を図っていきます。

③ 地域福祉活動計画との関係

（福）浜松市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な担い手であり、市民や民間団体との参画と協働を進める活動計画である「浜松市地域福祉活動計画」を策定しています。

このため、第4次計画は、（福）浜松市社会福祉協議会の地域福祉活動計画とは車の両輪の関係にあるものであり、相互に連携しながら地域福祉を推進する役割を担っています。

● 計画の位置づけのイメージ図



(3) 計画の期間

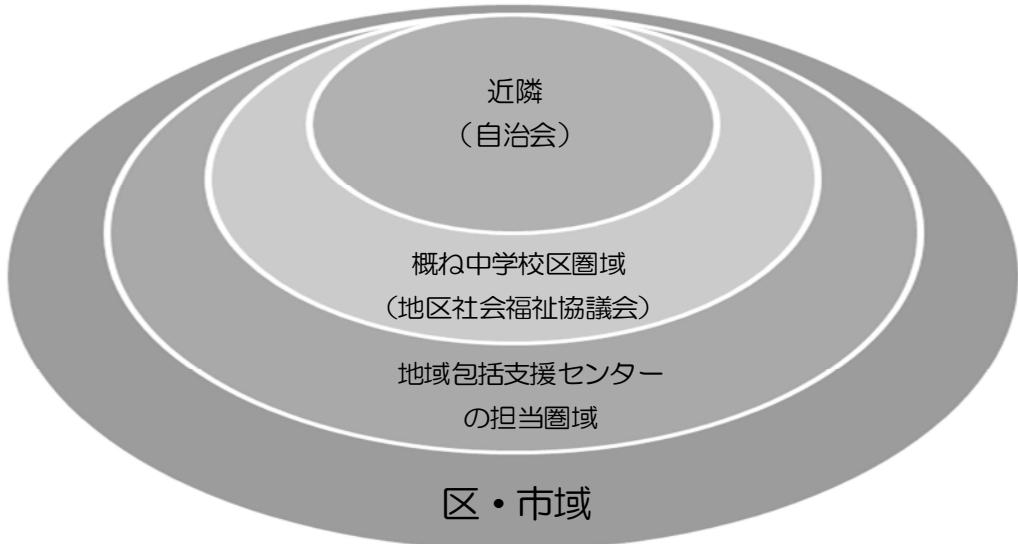
計画の期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に的確に対応するため柔軟に見直しを行うものとします。

◆計画期間・・・平成31～35年度



(4) 地域福祉の圏域の考え方

本計画では、4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉え、各圏域での役割と機能を発揮しながら、相互に機能強化を図ることにより、地域福祉を重層的に機能させて、地域福祉を推進します。



<地域福祉計画における4層の圏域>

圏域		圏域の役割
1層	近隣（自治会）	<ul style="list-style-type: none">地域における見守りや援助活動があり、一部の役員だけでなく、多くの個人・団体が主体的に参加（自治会、民生委員・児童委員、子ども会など）対象を限定しないサロン（居場所）や見守りネットワーク活動、軽微な生活支援生活課題等の検討の場で社協・保健師等が参加
2層	概ね中学校区圏域 (地区社会福祉協議会がある圏域)	<ul style="list-style-type: none">住民（地区社会福祉協議会等）によるなんでも相談窓口、近隣で発見した、気になる人の問題が持ち込まれ、解決策を検討コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や保健師等のエリア担当専門職と住民がつながったワンストップ体制（地域の事業所、NPO、企業等も）住民、ボランティア等の活動拠点を整備
3層	地域包括支援センターの担当圏域	<ul style="list-style-type: none">医療、福祉（高齢、障がい、児童、困窮）、介護、教育、市民協働、交通、住宅、防災等の関係部局と住民組織が、地域の生活・福祉課題を定期的に話し合う場
4層	区・市域	<ul style="list-style-type: none">行政代表者と住民代表者による総合調整、施策化、計画の場

(5) 住民と行政の協働

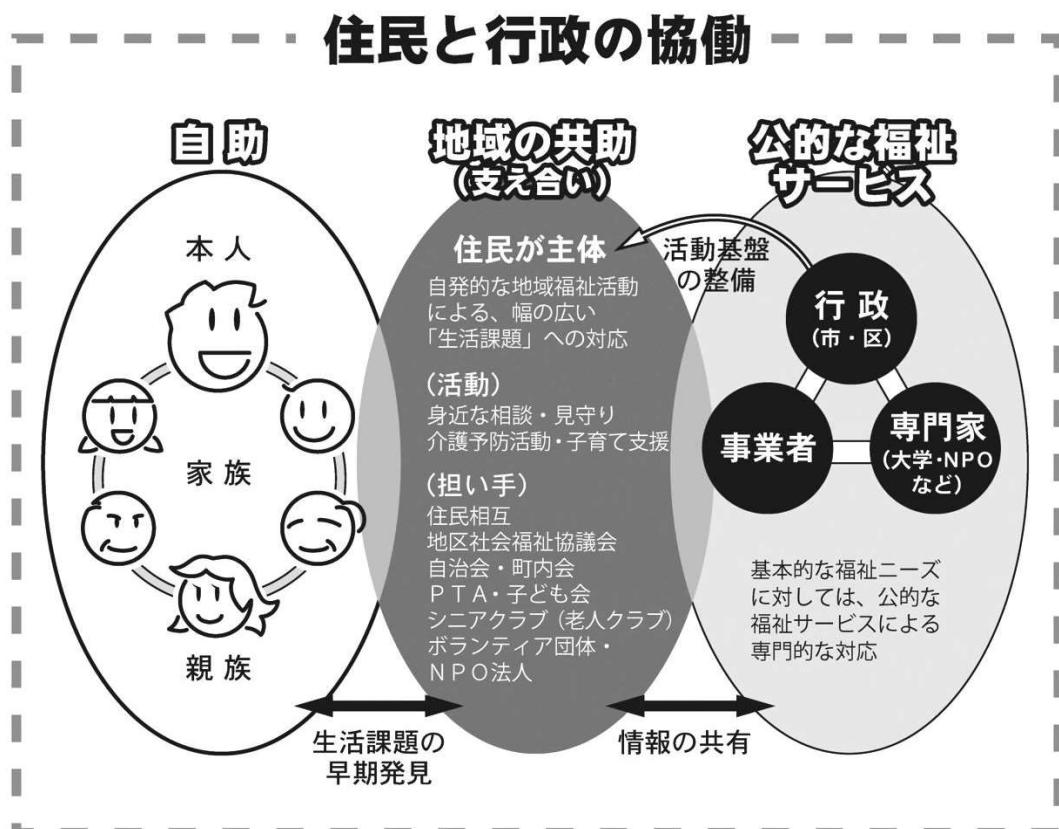
地域福祉の推進は、住民と行政、そして福祉活動の様々な担い手の協働によって取り組まれるものです。

支援を必要とする人が地域で生活するには、その人自身の自立や社会参加への意欲も大切です。支援が必要となっても地域で暮らすことができるよう、近所づきあいを大切にしたり地域活動に参加したりするなど、普段から関係を築いていくことも「自助」の一つといえます。

また、公的な福祉サービスでは担えない「生活課題」に対しては、住民が主体となって自発的な地域活動により対応し、支援を必要とする人の地域生活を支えるという「共助」も必要です。

そして、行政には、公的な福祉サービスの提供に加え、こうした「自助」や「共助」を進めるために必要な支援を行うという「公助」の役割があります。

このように、地域福祉の推進には「自助」はもちろんのこと、「共助」、「公助」の3本の矢が一つとなって進んでいくことが必要です。



(6) (福) 浜松市社会福祉協議会の役割と市の関わり

社会福祉法 109 条に規定されているとおり、地域福祉推進のための中核的な役割として、(福) 浜松市社会福祉協議会が設置されています。(福) 浜松市社会福祉協議会は市民や民間団体の地域福祉活動への参画と協働を進め、社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図るため、「地域福祉活動計画」を策定し、市と連携しながら取り組んでいます。

特に地域福祉の推進を図るためにには、住民に身近な圏域における地域福祉推進の基礎組織である地区社会福祉協議会の育成を通して、地域に根ざした地域福祉活動の活性化とネットワークづくりを強化することが大切です。

そこで(福) 浜松市社会福祉協議会では、以下の事業について充実・強化をして取り組んでいくとともに、市は、(福)浜松市社会福祉協議会の体制基盤整備や、様々な取り組みに対する必要な財政支援をし、強固な連携体制を構築する中で、地域福祉活動の活性化を図ります。

【浜松市社会福祉協議会の主な取り組み】

- ① 地区社会福祉協議会の支援と育成
- ② コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の取組強化
- ③ ボランティア活動の促進強化
- ④ 生活困窮者支援等の生活支援体制の充実強化
- ⑤ 権利擁護事業の強化

第2章

目標像と施策体系

求められている取り組み

- ①地域福祉推進のための人づくり
- ②みんなで支え合う地域づくり
- ③困っている人を包括的に支援する体制づくり

第4次地域福祉計画の目標像

現行計画の目標像である「みんなが生き生きと『関わり』を持って動く地域づくり」を継承し、地域共生社会の実現に必要な要素を加え、深化させます。

「我が事・丸ごと」による地域共生社会に向け、自助、共助、公助の体制を改善・強化していきます。

第2章 目標像と施策体系

1 目標像

みんなが生き生きと「関わり」を持って つながり、支え合う地域づくり

第3次計画で取り組んできた成果を活かすとともに、地域福祉の充実に関して、今後、必要となる方向を踏まえ、第4次計画では、多くの市民が積極的に参画し関わりを持つこと、また、市民自らが主体的に動き、専門機関や行政と手を取り合い、豊かな福祉社会の実現を達成することを目標に掲げるものとします。

◆今、求められている取り組み

目標像には、次の3点の考え方方が含まれています。

① 地域福祉推進のための人づくり

地域福祉の中心は「人」です。

地域福祉活動を安定的に、そして、継続的に実施していくためには、活動の担い手となる人材の育成を行い、その人たちが様々な場面で力を発揮し、地域の課題を補うことができる取り組みを進めることができます。しかし、地域においては、担い手の高齢化が進展し、人材確保は大きな課題となっています。

このため、これまで地域福祉活動の中心的な役割を果たしてきた人たちに加え、これまで地域との関わりが低かった若い世代等、地域全体の意識の底上げが必要となっています。また、企業も地域社会の一員としての役割と責任を果たすという視点から、福祉活動への参画も促進していく必要があります。

さらに、団塊の世代に対しては、地域社会の一員として改めて地域活動へ参画するための支援や、これまで培ってきた知識や経験などを地域課題解決のために活かすシステムづくりも重要なとなっています。

また、小中学生に対しても、学校や家庭での教育を通じて、「つながり」や「支え合い」の重要性を理解してもらい、福祉の心を醸成する取り組みが必要です。

② みんなで支え合う地域づくり

地域福祉は、支援を必要とする人も含めたすべての住民が相互に協力して、それぞれの役割を果たすことによって、ともに生き、ともに支え合い、関わりを持つなど住民自らが主体的に動くことが重要です。

しかし、近年、都市化の進展に伴い、マンションやアパートなどの集合住宅で見られるように、自治会や隣保による地縁に基づく近隣関係は弱体化傾向にあります。

地域で誰もが安心して暮らしていくためには、地域における「つながり」や「支え合い」が大切となります。住民の困り事に早期に気付けるのはその地域の住民であり、早期発見がその世帯の問題の悪化を防ぐことも考えられます。

住民一人ひとりが抱える課題を地域全体の問題としてとらえ、行政、地域住民、福祉施設などの関係機関が連携し地域全体で取り組むとともに、それぞれの力を結集して協力し合う地域の環境や仕組みづくりが必要です。

③ 困っている人を包括的に支援する体制づくり

地域には、閉じこもりがちとなっている高齢者や、地域でのつながりが薄く、介護や育児を独りで抱え込んでいる介護者や保護者、リストラによって経済的自立ができない生活困窮者など、支援を必要とするにもかかわらず、社会的に孤立し、適切な支援が行き届いていない人が存在します。

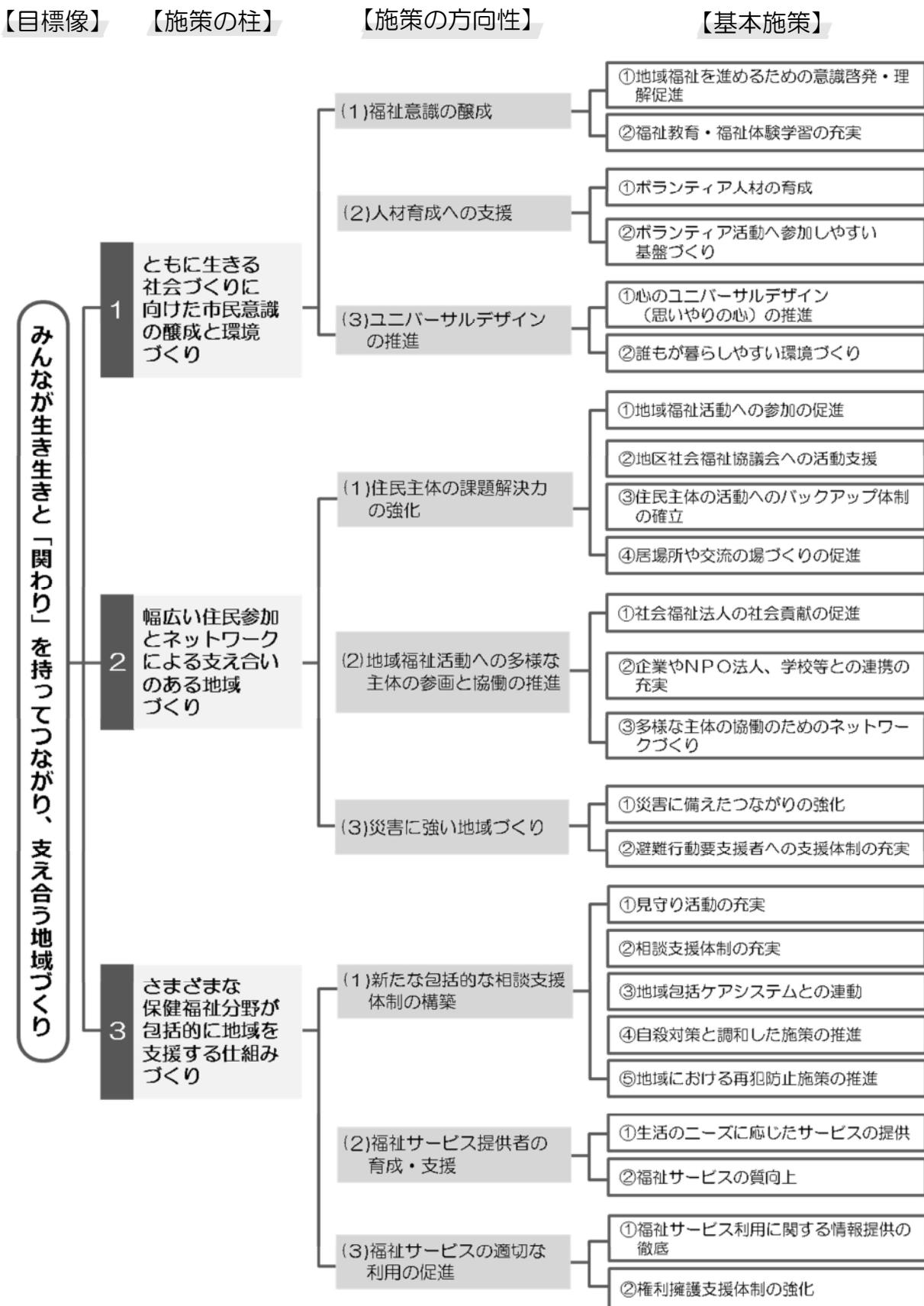
地域の課題発見力と、課題解決力は車の両輪の関係です。

地域住民の課題に気付けたとしても、それをつなげる先がなければ、問題の解決は一向にかなわず、問題をより複雑化・深刻化させ、場合によっては「孤立死」や「虐待」にもつながることがあります。

こうした問題を発見、解決するためには、支援を必要とする人々へ直接出向き、課題を把握し、必要な支援につなぐアウトリーチの考え方が必要となっています。

そのために、これまで取り組んできたネットワークを活かし、それらのネットワークの網の目をさらに細かくするための仕組みづくりを進め、再び孤立状態に陥らせないためのシステム構築が必要です。

2 施策体系



第3章

施策の柱と 具体的な取り組み

施策の柱

第3次計画の検証と課題を踏まえ、第4次計画の基本目標である「みんなが生き生きと『関わり』を持ってつながり、支え合う地域づくり」を目指し、次の3つの項目を施策の柱として第4次計画を推進していきます。

3つの柱

- ①ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成と環境づくり
- ②幅広い市民参加とネットワークによる支え合いのある地域づくり
- ③さまざまな保健福祉分野が包括的に地域を支援する仕組みづくり

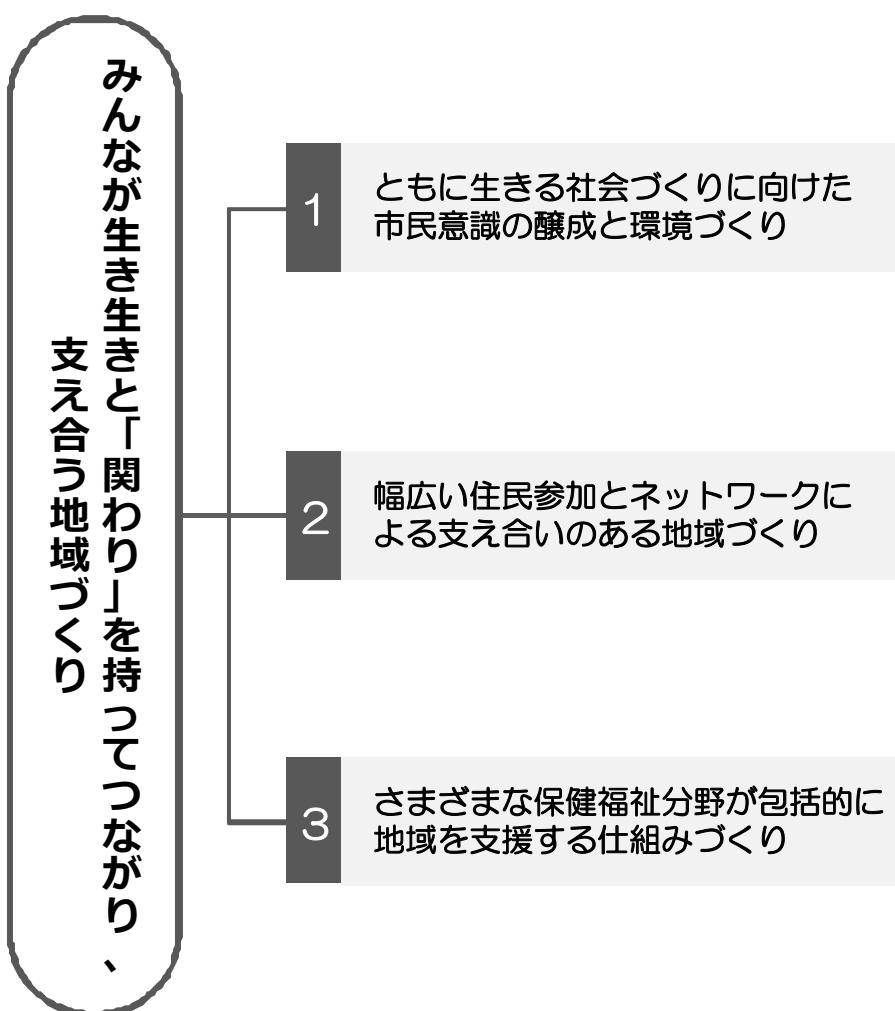
第3章 施策の柱と具体的な取り組み

1 施策の柱

第3次計画の検証と課題を踏まえ、第4次計画の基本目標である「みんなが生き生きと『関わり』を持ってつながり、支え合う地域づくり」を目指し、次の3つの項目を施策の柱として第4次計画を推進していきます。

【目標像】

【施策の柱】

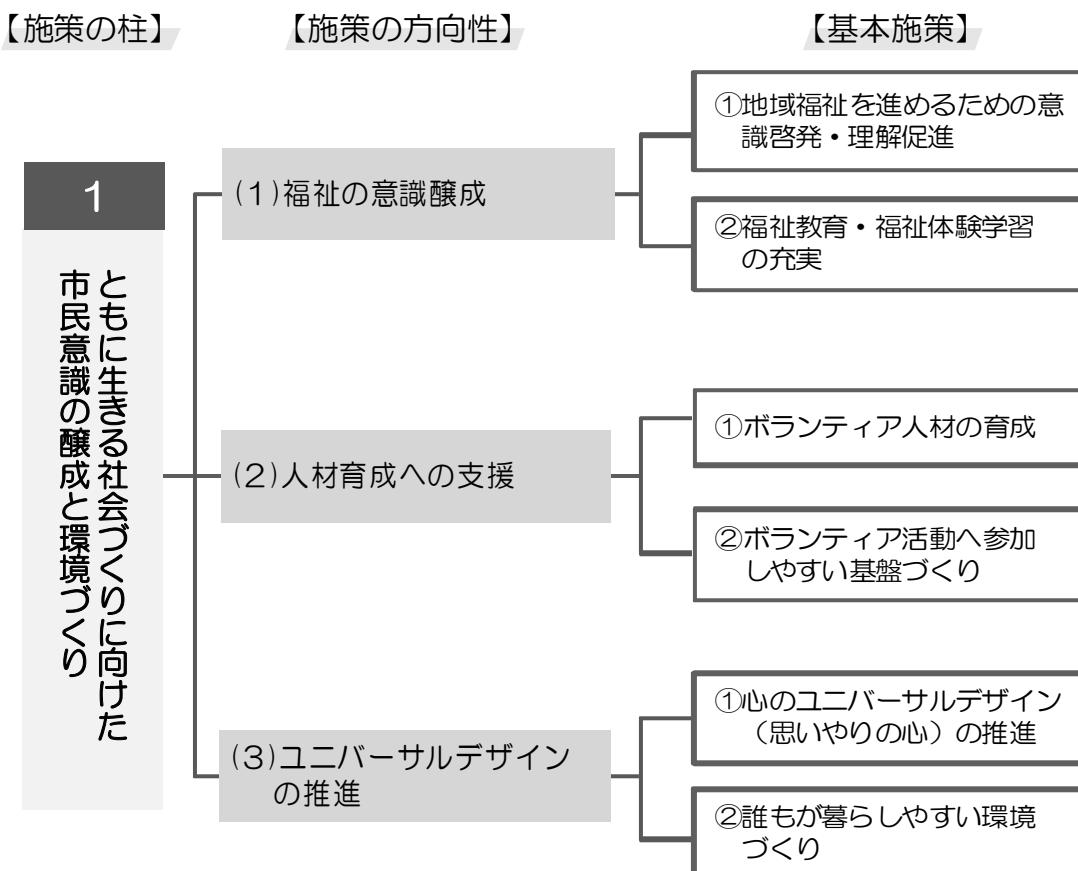


施策の柱 1 ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成と環境づくり

地域福祉の推進のためには、年齢、性別、障がいの有無や国籍などに関わらず、地域に居住するすべての人が、地域社会の一員として福祉についての関心を持つとともに、あらゆる分野の活動に参加する、「ともに生きる社会づくり」が重要となります。

また、年齢、性別、能力、国籍など人々が持つ様々な特性や違いを超えて、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるユニバーサルデザインの考え方は、「ともに生きる社会づくり」の土台とも言えます。

第4次計画では、次の3項目を施策の方向性として重点的に取り組んでいきます。



(1) 福祉の意識醸成

現状と課題

- ❖ 誰もが暮らしやすい地域づくりのため、障がい者や介護が必要な人、多文化共生等に対する正しい理解が必要です。
- ❖ 核家族化の進展、地域住民同士の結びつきの希薄化が進むなかで、社会的な孤立が生まれ、孤立死や虐待につながってしまうことがあります。
- ❖ 地域でのつながりや助け合いを再構築するには、地域住民自身が地域の課題を発見し解決していくこうという「我が事」の意識を持つことが必要です。
- ❖ 市民アンケート調査では、障がい者に対する理解をより深めるために特に必要なこととして、50%の人が「学校教育での障がい者理解のための教育の推進」を選んでおり、引き続き学校教育における福祉教育、福祉体験学習の充実が必要です。

基本施策

① 地域福祉を進めるための意識啓発・理解促進

できるだけ多くの人が福祉に関心を持ち、お互いを思いやり、理解することで誰もが同じ地域の住民としてともに生きる社会の土壌をつくります。講座や講演会、研修などを通し、障がい者や外国人住民への理解を深め、人権についての意識を高めることができますよう、引き続き福祉意識の啓発に努めていきます。

さらに、住民懇談会やワークショップ等により住民が地域の課題に気づき主体的に解決に向け話し合うような機会づくりを通し、地域福祉の理念を広め、ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成を図ります。

② 福祉教育・福祉体験学習の充実

学校における福祉教育や福祉体験学習を充実したり、地域福祉活動に子どもたちの参加機会をつくったりすることで、福祉についての意識が自然と身につく環境をつくり、福祉意識を醸成していきます。

<主な取り組み>

① 地域福祉を進めるための意識啓発・理解促進

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
多文化共生 ¹ センター運営事業	外国人住民をとりまく幅広い問題について専門知識等を習得した人材を育成するため、多文化共生センターにおいて、ソーシャルワーク研修を実施します。	国際課
こらぼ講座の開催	学習会に市民講師を派遣し、男女共同参画についての意識啓発を図ります。	UD・男女共同参画課

¹ 多文化共生:国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

計画説明会・住民懇談会・ワークショップ等の開催	地域福祉計画・地域福祉活動計画の説明会や住民懇談会、ワークショップ等を開催し、計画の理解と事業への参加を促進とともに、地域の課題を地域で解決するという意識づくりを進めます。	福祉総務課 (市社協)
人権啓発イベント	人権啓発活動として、市民、特に小学生以下の子どもが気軽に参加できるイベント開催します。	人権啓発センター
人権フェスティバル	12月4日から10日までの「人権週間」における啓発活動の一環として、講演会・トークショーなどを開催します。また、小中学生の人権書道・ポスター・作文コンテストを実施し、表彰・展示・朗読を行い、作品を掲載したカレンダーを作成するなど、各種事業を実施し、人権尊重の重要性をアピールします。	人権啓発センター
人権教育・啓発用「絵本」の作製	幼児及び小学校低学年児童とその保護者並びに、一般市民の人権への正しい理解と認識を深め、分かりやすく記憶に残る絵本を作製します。	人権啓発センター
人権いきいき市民講座	年度毎の共通テーマに基づいた講座を年3回開催し、人権意識の向上や人権教育・啓発を推進する人材の育成を図ります。	人権啓発センター
手話体験講座	手話を身近に感じ、聴覚に障がい者への理解や手話の周知普及を図ります。	障害保健福祉課
障害福祉体験講座	車イスやアイマスクなどを用いた擬似体験を通じて、身体に障がいのある人への理解を深め、福祉に関する人権や福祉意識の啓発を図ります。	障害保健福祉課
障害福祉推進講座	障がい者の自立や社会参加を促進するため、障害福祉の現状や制度の理解を深め、福祉に関する人権や福祉意識の啓発を図ります。	障害保健福祉課
障害者週間キャンペーン	障害者週間(12月3~9日)に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がい者による作品展の開催、市内障がい者団体等と連携して啓発イベント等を開催し、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。	障害保健福祉課
心の輪を広げる障害者理解促進事業	障がい者に対する理解の促進を図るため、国と共ににより「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募します。	障害保健福祉課
認知症サポートー養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域全体で見守り支援するために、講師(キャラバン・メイト)を派遣し、「認知症サポートー」を養成します。	高齢者福祉課

②福祉教育・福祉体験学習の充実

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
福祉体験学習の充実・拡大	福祉に関する出前講座を、小・中・高校で開催し、小さな頃からの福祉教育・福祉体験学習の充実を図ります。	福祉総務課 (市社協)
	学校における福祉体験学習の充実・拡大を支援します。	指導課

(2) 人材育成への支援

現状と課題

- ❖ 高齢者の生きがいづくりや若い世代の人材活用など、時代に合った施策を展開する必要があります。共働き世帯が増え、働き盛りの若い世代は地域の活動に参加する余裕がないという現状があります。
- ❖ 各団体において、活動の担い手不足や後継者育成が深刻な課題です。
- ❖ 市民アンケート調査では、ボランティア活動について、「条件さえ整えば参加したい」と回答した人が 56.1%に対し、実際に参加している人は 6.3%でした。この傾向は 10 年前と大きく変化していません。
- ❖ ボランティア活動への参加意向はあっても、実際の参加には結びついていない状況に対し、気軽に参加できるような仕組みづくりが課題となっています。

基本施策

① ボランティア人材の育成

ボランティア活動参加へのきっかけとして、ボランティア養成講座を開催し、実際のボランティア活動へとつなげられるよう講座終了後のフォローアップを丁寧に行います。また、ボランティア活動に携わっている人に向けても、さらに専門的な知識や技術を習得する場となるような講座メニューを提供していきます。

② ボランティア活動へ参加しやすい基盤づくり

ボランティア活動に参加することで、生きがいを得たり、人生が豊かになったりするといった、ボランティア活動のよさを伝え、発信していくことが、活動の活性化につながります。実際にボランティア活動に携わる人の声を伝えるような機会をつくるとともに、ボランティア団体やNPO 法人の情報を提供し、ボランティア活動に関心のある人が参加しやすい環境をつくります。また、(福) 浜松市社会福祉協議会の運営するボランティアセンターで、情報マッチングやコーディネートを行い、ボランティア団体の活動を支援していきます。

<主な取り組み>

①ボランティア人材の育成

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
ボランティアセンター事業	ターゲット別、より個人の特技を活かすことができるよう工夫した各種の講座、研修会を開催し、ボランティアを養成します。	福祉総務課 (市社協)
(仮) 地域支援センター養成講座	地域支援センター等の養成講座の実施等、制度を構築し、実施します。	福祉総務課 (市社協)

手話奉仕員、要約筆記者養成事業	聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、手話奉仕員や要約筆記者の人材育成を行います。	障害保健福祉課
認知症サポートー養成講座（再掲）	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域全体で見守り支援するために、講師（キャラバン・メイト）を派遣し、「認知症サポートー」を養成します。	高齢者福祉課
こころのボランティア講座	精神障がい者が地域で安心して生活できることを目的に、精神保健福祉について理解する研修会を開催し、ボランティアを養成します	精神保健 福祉センター
地域介護予防活動支援事業	地域における健康づくりの実践者を育成し、地域の結びつきの中で活動できるよう支援します。	健康増進課

②ボランティア活動へ参加しやすい基盤づくり

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
NPO法人情報の発信	NPO法人に関する情報を提供することで、市民活動等に参加・参入しやすい環境の整備を図ります。	市民協働・ 地域政策課
はままつ夢基金積立金	市民、市民活動団体及び事業者が市民協働の核となる市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するため、基金を設置し、市民の寄附文化の機運を高めます。	市民協働・ 地域政策課
はままつ夢基金積立金補助金	市民、市民活動団体及び事業者が市民協働の核となる市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するため、基金を活用し、市民活動団体からの申請に基づき、活動に必要な資金を助成します。	市民協働・ 地域政策課
SNSを活用したボランティア情報発信	市及び市社協が実施しているボランティア団体への支援事業を再構築し、総合的な活動支援策を実施します。	福祉総務課
ボランティア団体活動促進事業	市及び市社協が実施しているボランティア団体への支援事業を再構築し、総合的な活動支援策を実施します。	福祉総務課 (市社協)
ボランティアセンター事業（再掲）	ボランティアセンターの運営により、ボランティアの育成を行うとともに、情報マッチング・コーディネート機能を強化し、ボランティア活動をしやすい環境整備を行います。	福祉総務課 (市社協)
地域ボランティアコーナーにおける情報発信	地域ボランティアコーナーを活用したボランティアの情報発信を行います。	福祉総務課 (市社協)
ささえあいポイント事業	受入登録のある施設や地域の高齢者サロン・配食団体等で行ったボランティア活動や介護予防活動に対して換金可能なポイントを付与することで、高齢者の社会参加を奨励・支援し、ボランティア活動を通じた地域貢献や介護予防意識の向上、支え合い活動の活性化を図ります。	高齢者福祉課
地域介護予防活動支援事業（再掲）	地域で健康づくり活動や介護予防活動を実践する健康づくりボランティア等の組織に対し、活動支援を行います。	健康増進課

(3) ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

- ❖ 人々が持つ多様な特性やお互いの違いを理解し認め合うことで、支え合い助け合う社会となるように思いやりの心を育てることが必要です。
- ❖ 小中学校への出前講座等のUD学習支援事業実績も増加しており、学校教育において、ユニバーサルデザイン学習が定着しています。
- ❖ 子どもの頃から「思いやりの心」を育てていくことは今後も重要なことです。
- ❖ 障がい者や高齢者も含めすべての人が安心して外出できるよう、引き続き歩道や施設の整備の取り組みが必要です。

基本施策

① 心のユニバーサルデザイン（思いやりの心）の推進

年齢、性別、能力、国籍など人々が持つ様々な特性や違いを超えて、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるユニバーサルデザインの考え方を浸透させることで、誰もが同じ地域の住民としてともに生きる社会の土壌をつくります。

② 誰もが暮らしやすい環境づくり

高齢者や障がい者、子ども等を含めた誰もが暮らしやすいまちづくりのため、ユニバーサルデザインの視点から、安全に安心して利用することができる施設・道路整備等を進めています。

<主な取り組み>

①心のユニバーサルデザイン（思いやりの心）の推進

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
広報はままつ外国語版の発行	広報はままつ定期号から外国人市民に必要と思われる情報を選定し、ポルトガル語、英語に翻訳して希望する市民（自治会経由）、企業などに配布します。	広聴広報課
広報はままつ点字版の発行	広報はままつ定期号を点訳し、希望する市民に郵送します。	広聴広報課
ホームページの外国語翻訳機能	浜松市ホームページの言語を英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語へ翻訳する機能を提供します。	広聴広報課
ポルトガル語スポットCM	市政の重点施策や市の行事、お知らせなどを毎週日曜日、午後6～7時に放送している浜松FM放送（FM Haro!）の番組内で放送します。	広聴広報課
「カタログポケット」による広報はまつの配信	広報はまつを、多言語対応アプリ「カタログポケット」を通して9言語で配信します。音声による読み上げ機能も利用できます。	広聴広報課

わかりやすい印刷物作成の手引き作成	パンフレットやチラシ、ポスター等の印刷物について、誰もが情報を入手しやすいうようにカラーユニバーサルデザインや配慮方法等に関する手引きを作成し活用します。	UD・男女共同参画課
UD・男女共同参画提案事業	ユニバーサルデザインによるまちづくり及び男女共同参画社会の実現に向け、市内の団体と市が協働して事業に取り組みます。	UD・男女共同参画課
UD出前講座	誰もが暮らしやすいまちをつくるUDの考え方を広めるため、依頼に応じて職員が出前講座を実施します。	UD・男女共同参画課
UDマナーセミナー	様々な特性を持つ講師を招き、体験を交えながらUDの基礎（UD初級編）を学ぶ講座を実施します。	UD・男女共同参画課
UD実践セミナー	UDに関する新たな知識の習得やUDを実践する人材を育てるための講座（中級編）を実施します。	UD・男女共同参画課

②誰もが暮らしやすい環境づくり

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
公共建築物等のUD化推進	誰もが利用しやすい公共建築物等のユニバーサルデザイン化整備を進めます	公共建築課
民間交通事業者UD化支援	民間交通事業者が実施するユニバーサルデザイン化設備事業等に要する経費の一部を支援することにより、快適で安全な公共交通の環境整備づくりを促進します。	交通政策課
公園のUD化推進	子どもからお年寄りまで、誰もが安全で安心して利用できるよう、公園施設のユニバーサルデザイン化整備を進めます。	公園課
道路施設のUD化推進	子供や高齢者など交通弱者が、安全に安心して通行できる道路交通環境の改善を図ります。	道路企画課

施策の柱2 幅広い住民参加とネットワークによる支え合いのある地域づくり

「みんなが生き生きと『関わり』を持ってつながり、支え合う地域づくり」のためには、福祉について関心を持つてもらうことからさらに一歩進めて、地域福祉活動に実際に参加する人を増やすことで、地域福祉の裾野を広げ、地域の「福祉力」を高めていくことが重要です。そのためには、住民相互の顔が見える関係づくりが求められるとともに、ネットワークや組織による継続的な活動が地域で広がっていくことが必要となります。

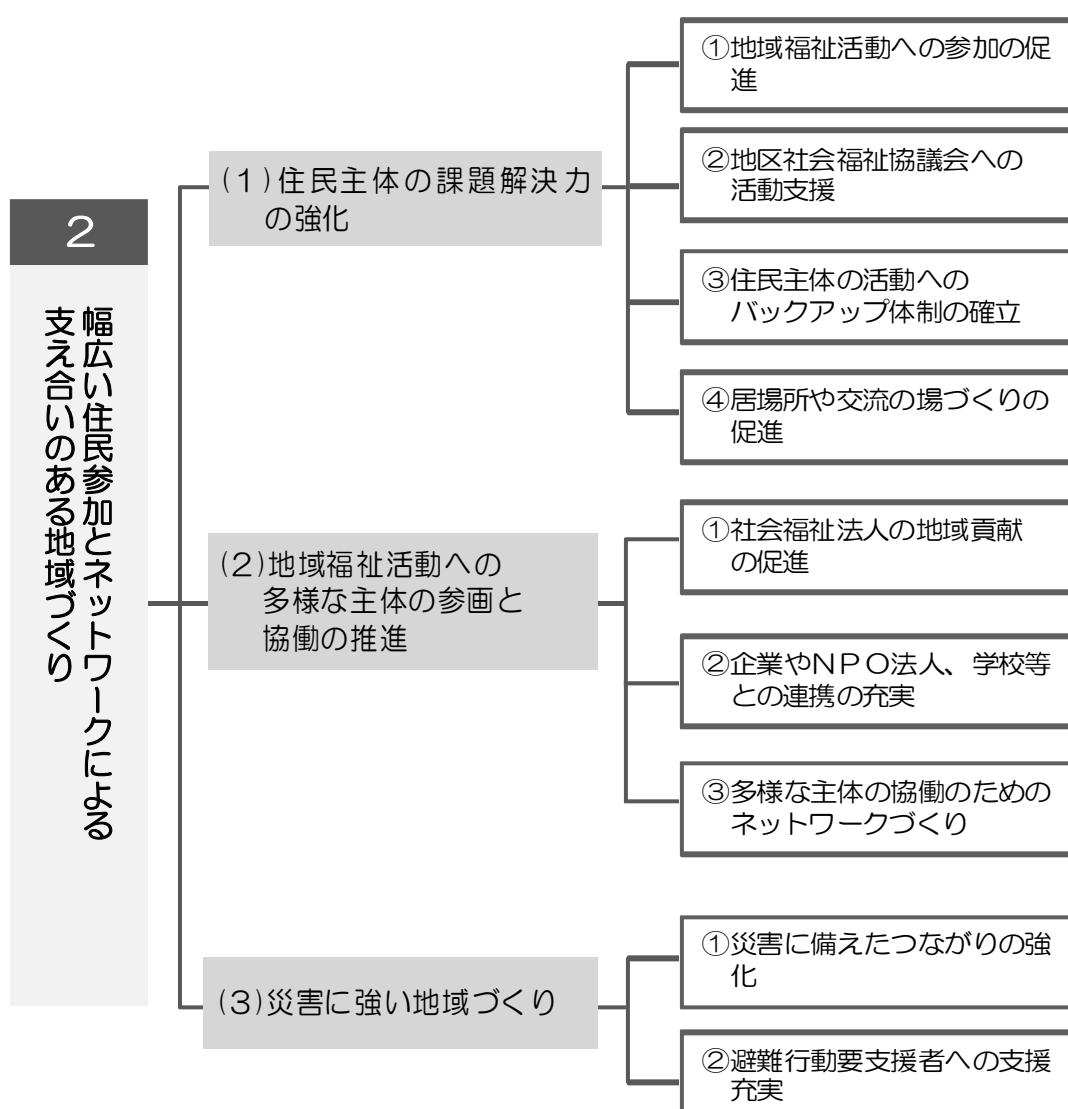
また、その際には、支援される立場の人も、支援を受けるだけでなく、時には支援する立場に立つという双方向性の関係を大切にすることで、支え合いのある地域づくりを目指します。

第4次計画では、次の3項目を施策の方向性として重点的に取り組んでいきます。

【施策の柱】

【施策の方向性】

【基本施策】



(1) 住民主体の課題解決力の強化

現状と課題

- ❖ 住民が抱える問題が複合化、複雑化してしまうケースが増加しています。
- ❖ 住民が抱える問題が最悪な状況に陥る前に早期発見するため、住民に身近な圏域で、ちょっととした困りごとを抱える人を発見し、とりあえず相談を受け止める機能が必要になってきています。
- ❖ 市民アンケート調査では、地区社会福祉協議会について知らない人が 48.9%という結果であり、地域住民にその活動が浸透していない状況がうかがえ、今後、これまで以上の周知方策が重要となります。
- ❖ サロン活動や家事支援サービス、子育て支援など地域での助け合いや交流活動に積極的に取り組む地区社会福祉協議会がある一方で、活動が役員を始めとする一部の人から広がらず活動の担い手不足に悩む地区もあります。
- ❖ 地域のボランティアの拠点となる地域ボランティアコーナーが設置されていない地区が 12 地区あります。また、設置されていても、地域住民に十分に周知されていない状況や機能が十分に発揮できていない面があります。
- ❖ 住民主体の地域福祉活動を進めていく上で、福祉専門職による支援が必要となります。
- ❖ 子どもを遊ばせながら保護者同士が情報交換できるような憩いの場や、高齢者が気軽に行ける身近な集いの場所、障がい者が情報交換や交流ができるような場所が欲しいという意見がありました。身近な地域にこのような居場所や交流の場があるので、社会的孤立を防ぎ地域とのつながりを保つことができます。一方で、このような場づくりを行う団体が、場所の確保に苦労しているという状況があります。

基本施策

① 地域福祉活動への参加の促進

地域のボランティア活動の情報・活動拠点として公共施設等に設置している地域ボランティアコーナーにおいて、地域で活動する団体や人材の情報を収集し、地域の住民にわかりやすく提供することで、地域の人材の活用につなげていきます。

また、若者や子育てをしている親が、身近な地域での福祉活動に関心を持ってもらえるようなきっかけづくりや気軽に活動を体験できる機会をつくります。その他、生きがいづくり教室等を充実し、退職者世代、高齢者の社会参加への意識を高めています。

② 地区社会福祉協議会への活動支援

（福）浜松市社会福祉協議会が中心となり、地域の実情に合わせた活動を支援し、活動内容の充実に向け取り組んでいきます。財政面での支援を実施するとともに、活動者の確保や資質向上のための研修会の開催、関係団体の交流の場企画・開催やリーダーの育成、キーパーソンの発掘を支援します。

市は、（福）浜松市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会への支援できるようにバックアップします。

③ 住民主体の活動へのバックアップ体制の確立

地区社会福祉協議会を始めとする住民主体による活動に対し、情報提供や協働等を的確に実施できるバックアップ体制を整えることで、活動の活発化や活動者の負担軽減を図ります。

④ 居場所や交流の場づくりの促進

年齢や、障がいの有無に関係なく、誰でも自由に訪れ、時間を過ごすなかで、人との交流が持てたり、ちょっとした共感や助け合いが生まれたりするような居場所や交流の場づくりを支援していきます。

<主な取り組み>

① 地域福祉活動への参加の促進

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
生きがいづくり教室の充実	地域ニーズとともに現代的課題について学習をし、高齢者が地域や社会の様々な活動に参加する意識を高め、生きがいを感じられる仕組みづくりを推進します。	創造都市・文化振興課
地域ボランティアコーナーにおける情報発信	地域ボランティアコーナーを活用したボランティアの情報発信を行います。	福祉総務課 (市社協)
企業の地域福祉型社会貢献活動の相談窓口の運営	地域福祉型社会貢献活動を始めるにあたっての具体的な事業アイディアやマッチングについて、相談を受ける窓口を設置し、企業の取組みを支援します。	福祉総務課 (市社協)
シニアクラブ支援事業	高齢者の自主的な地域組織であるシニアクラブ(老人クラブ)の活動を支援することで、地域福祉の推進と高齢者自身の介護予防と相互の生活支援・生きがいづくりを図ります。	高齢者福祉課
ささえあいポイント事業（再掲）	受入登録のある施設や地域の高齢者サロン・配食団体等で行ったボランティア活動や介護予防活動に対して換金可能なポイントを付与することで、高齢者の社会参加を奨励・支援し、ボランティア活動を通じた地域貢献や介護予防意識の向上、支え合い活動の活性化を図ります。	高齢者福祉課
世代間交流事業	児童の、高齢者等への思いやりや、いたわりの心をはぐくむとともに、高齢者等には児童とのふれあいを楽しんでもらうため、市立保育所に通う児童と高齢者等が交流する事業を行います。	幼児教育・保育課

② 地区社会福祉協議会への活動支援

事業名	事業概要	担当課 (実施主体)
地域ボランティアコーナーの機能強化	地域でのボランティアの活動拠点となる場の機能強化を図っていきます。	福祉総務課 (市社協)

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)配置事業	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、地域の実情にあわせて、地区社会福祉協議会等住民主体の活動への参加促進を図り、活動支援を行います。	福祉総務課 (市社協)
地区社会福祉協議会の活動内容の充実に向けた運営支援	各地域の特性に合わせた支援を実施するための調査、分析等を実施します。	福祉総務課 (市社協)
地区社会福祉協議会を対象にした研修会等の開催	地区社会福祉協議会の活動者の確保や資質向上のための研修会を開催し、活動を支援します。また、関係団体の交流の場企画・開催やリーダーの育成、キーパーソンの発掘を支援します。	福祉総務課 (市社協)
地区社会福祉協議会活動費補助金	地区社会福祉協議会の活動について、財政的な支援を実施します。必要な場合、活動内容、成果、住民の参加状況などに比例した補助金制度へ見直しを行います。	福祉総務課 (市社協)
自主財源確保に向けた取組みの促進	自主財源確保の成功事例の収集に努めるとともに、クラウドファンディングの活用など寄附を受けやすい環境づくりを進めます。	福祉総務課 (市社協)

③住民主体の活動へのバックアップ体制の確立

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
コミュニティ担当職員による活動支援	各区区振興課や各協働センターのコミュニティ担当職員による地域活動の支援を実施します。	市民協働・地域政策課
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)配置事業(再掲)	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、地域の実情にあわせて、地区社会福祉協議会等の住民主体の活動への参加促進を図り、活動支援を行います。	福祉総務課 (市社協)
生活支援体制づくり整備事業	住み慣れた地域での在宅生活を支えるために地域での支え合いによる日常の生活支援・介護予防サービス等が提供できる取り組みを進め、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置される生活支援体制づくり協議体を運営し、地域の支え合いによる自主的なサービスづくりを推進します。	高齢者福祉課

④居場所や交流の場づくりの促進

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
居場所づくりを行うグループへの支援	公共施設だけでなく、自治会集会所の活用や、民間施設の間借りなど、様々な形で実施される居場所づくりに関する情報提供や、実施するグループの活動経費を一部助成します。	福祉総務課 (市社協)
オレンジカフェ(認知症カフェ)の設置支援	本人やその家族、地域住民等の誰もが集まる場であり、認知症に関するさまざまな困りごとを専門職に相談したり、情報交換できる場であるオレンジカフェの設置支援をします。	高齢者福祉課
浜松こども館運営事業	子どもや子育て世帯のためのイベントを実施するとともに、市民ボランティアや地域住民の協力を得て運営を行うことで、様々な世代が子どもや子育てに関わることのできる環境をつくります。	次世代育成課

青少年の家運営事業	青少年の健全な育成を図るため、自然体験活動や青少年指導者の養成など様々な事業を実施することで、多様な人々との交流活動の場を提供します。	次世代育成課
子育て支援ひろば事業	市内の子育て支援拠点において、子どもの健やかな育ちを支援するために、子育て親子の交流の場としてひろばを開催し、子育てに関する相談や情報提供、講習を実施します。	子育て支援課
児童館運営事業	児童の健全な育成を図るため、情操を豊かにする健全な遊びを実施することで、子育て中の親子・児童を中心とした、地域交流の場を提供します。	子育て支援課
浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業	地域において自発的・主体的に安全・安心な子供の居場所を提供する活動を支援し、子供たちを地域社会の中で心豊かに健やかにはぐくみます。	教育総務課

計画の策定にあたって
第1章

目標像と施策体系
第2章

具体的な取り組み
第3章

リードエクイティ
プロジェクト
第4章

計画の推進と評価
第5章

資料編

(2) 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

現状と課題

- ❖ 地域住民の活動を活性化させるため、NPO法人、企業等が大きな力になります。これらの多様な主体が地域福祉の担い手として、活動参加への働きかけを行うとともに、参加しやすい環境を作る必要があります。
- ❖ 平成28年3月の社会福祉法改正に伴い、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取り組み」の実施に関する責務規定が創設され、今後ますます、社会福祉活動の実施主体としての活躍が期待されています。
- ❖ それぞれの強みを生かした新しい取り組みや、よりきめ細かい福祉サービスを提供するために、お互いの立場や役割を理解する必要があります。

基本施策

① 社会福祉法人の社会貢献の促進

社会福祉法人が、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を生かし、地域における公益的な取り組みが実施できるよう支援します。

② 企業やNPO法人、学校等との連携の充実

地域の様々な課題に対応するため、企業やNPO法人、学校等の多様な主体が、住民主体の活動と連携することで、取り組みが円滑に進むよう支援します。

③ 多様な主体の協働のためのネットワークづくり

多様な主体が協働し、地域福祉活動に取り組めるよう、必要な情報発信や課題を協議する場を設定し、ネットワークづくりを推進します。

<主な取り組み>

①社会福祉法人の社会貢献の促進

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
社会福祉法人の地域公益事業の推進	社会福祉法人による取り組み事例や、地域における活動とのマッチングなど、取り組みに必要となる支援を実施します。	福祉総務課

②企業やNPO法人、学校等との連携の充実

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
NPO法人情報の発信 (再掲)	NPO法人に関する情報を提供することで、市民活動等に参加・参入しやすい環境の整備を図ります。	市民協働・ 地域政策課

学生ボランティアネットワーク事業	市内の大学生で構成されたボランティア団体同士が、日ごろの活動情報や課題等を共有し、連携できる機会を設けることで、団体間のネットワーク化を図り、学生によるボランティア活動を一層活発にします。	市民協働・地域政策課
企業の地域福祉型社会貢献活動の推進	企業における社会貢献活動として福祉の分野における活動を広げるため、地域福祉型社会貢献活動の理念や活動事例を企業に周知します。	福祉総務課
福祉有償運送運営協議会の開催	地域での移動手段の確保のため、地域のNPO法人やボランティア団体などの活動により、NPO法人等が主体となる移送サービスの体制づくりを支援します。	福祉総務課
企業の地域福祉型社会貢献活動の相談窓口の運営（再掲）	地域福祉型社会貢献活動を始めるにあたっての具体的な事業アイディアやマッチングについて、相談を受ける窓口を設置し、企業の取組みを支援します。	福祉総務課 (市社協)
はままつ人づくりネットワーク推進事業	子供たちの豊かな学びを実現し、はままつの「人づくり」を推進させるために、地域の魅力的な人材を蓄積し、学校の教育活動などに提供します。	教育総務課

③多様な主体の協働のためのネットワークづくり

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
浜松市市民協働センター管理運営事業	市民協働を推進するための拠点として、多様な主体の連携の促進や活動の支援を行います。	市民協働・地域政策課
計画説明会・住民懇談会・ワークショップ等の開催（再掲）	地域福祉計画・地域福祉活動計画の説明会や住民懇談会、ワークショップ等を開催し、計画の理解と事業への参加を促進するとともに、地域の課題を地域で解決するという意識づくりを進めます。	福祉総務課 (市社協)
浜松市障がい者自立支援連絡会の運営	障がい者相談支援事業所を中心とした浜松市障がい者自立支援連絡会において、関係機関の連携のもと障がい者とその家族の支援の輪を構築します。	障害保健福祉課
生活支援体制づくり整備事業（再掲）	住み慣れた地域での在宅生活を支えるために地域での支え合いによる日常の生活支援・介護予防サービス等が提供できる取り組みを進め、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置される生活支援体制づくり協議体を運営し、地域の支え合いによる自主的なサービスづくりを推進します。	高齢者福祉課
はままつあんしんネットワークづくりの推進	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、社会的孤立により日常生活に不安を抱える高齢者が増加していることから、市民の支え合いの心で見守り支援する仕組み「はままつあんしんネットワーク」づくりを推進します。	高齢者福祉課
地域ケア会議	地域包括支援センター、区役所が主体となって多職種協働ネットワークを構築し、地域の課題を発見し、対応するために会議を開催します。	高齢者福祉課
医療と介護の連携	高齢者が病院などを退院する際、介護サービスや保健・福祉サービス等を切れ目なく、円滑に受けられるよう医療機関や介護サービス事業所等が緊密に連携していきます。	高齢者福祉課
子育て情報センター管理運営事業	ファミリー・サポート・センター事業の運営、育児サークル活動支援事業等、市民との協働により、安心して子育てができるまちの実現を図るために設置した施設の運営を指定管理で行います。	子育て支援課

(3) 災害に強い地域づくり

現状と課題

- ❖ 地域において、高齢者や障がい者、乳幼児を抱える家族、外国人等、誰もが被災時に適切な支援を受けることができるよう、市と自治会等が連携し、平時からの見守り体制づくりが必要となります。
- ❖ 現在、災害時避難行動要支援者を把握し、自治会や民生委員・児童委員へ同意者名簿を配付している中、今後も災害に備え、避難支援を必要としている人への支援体制強化に努めなければなりません。
- ❖ 防災訓練において、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者と地域住民が一緒に参加し、関係作りやお互いに理解を深めて、災害に備える必要があります。

基本施策

① 災害に備えたつながりの強化

地域の防災力を高めるため、防災の啓発や、災害時に支援が必要な人等も参加した防災訓練の実施などを実施し、減災の対策を進めます。

また、災害発生時に備え、市内外からのボランティアの受け入れを円滑に実施するため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、災害ボランティアセンター設置に向けた効果的な運営方法を検討します。

② 避難行動要支援者への支援体制の充実

災害発生時に備え、第三者の支援が必要となる避難行動要支援者の名簿を作成し、自治会や民生委員・児童委員へ配付します。

また、名簿は定期的に更新等を行い、平時からの見守り体制を充実します。

<主な取り組み>

①災害に備えたつながりの強化

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
災害時における自助、共助、公助の啓発	要配慮者の命を守るために行政だけでなく、要配慮者、家族、地域、支援団体等がそれぞれにできることを行い、協力していくことが必要です。家屋の耐震化、家具の転倒防止、水や食料の備蓄等の事前の備えや、平時における隣近所との顔の見える交流の重要性について出前講座の開催やホームページへの掲載を通じて周知します。	危機管理課
防災訓練の実施	地域における防災訓練の実施を支援します。実施において、障がい者等の特性に配慮し、地域住民と避難行動要支援者が共に参加し、お互いに存在を知り理解を深め、非常時に支え合える関係づくりを推進します。	危機管理課

災害時におけるボランティア体制の整備

発災時に備え、災害ボランティアコーディネーター及び地域のボランティア団体等のネットワーク化を促進します。
また、防災に関するボランティア活動の知識の普及、啓発を図り、災害支援活動の意識を高めます。

危機管理課
福祉総務課
(市社協)

②避難行動要支援者への支援体制の充実

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
避難行動要支援者名簿の整備	避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供するとともに、避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。	危機管理課・福祉総務課・障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課
避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の強化	災害時に名簿を有効に活用するため、市関係機関及び市と地域の避難支援等関係による連絡体制を整えます。	危機管理課・福祉総務課・障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課
福祉避難所の受け入れ体制の構築	指定避難所（市立小中学校等）で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設可能な福祉施設等と避難行動要支援者の受け入れに関する協定を締結し、緊急時の受け入れ体制の構築、マニュアルの見直しを行います。	危機管理課・福祉総務課・障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課

施策の柱3 さまざまな保健福祉分野が包括的に地域を支援する仕組みづくり

障がいがあっても、要介護状態になっても、できる限り住みなれた地域でその人らしい暮らしができるよう基盤を整備することが、近年の福祉施策の基本的な方向となっています。必要な人に必要なサービスを提供するためには、相談体制の充実を図り、情報不足や社会的孤立など様々な事情で必要な支援に結びついていない人を適切な福祉サービスへつなげていく仕組みづくりも重要です。

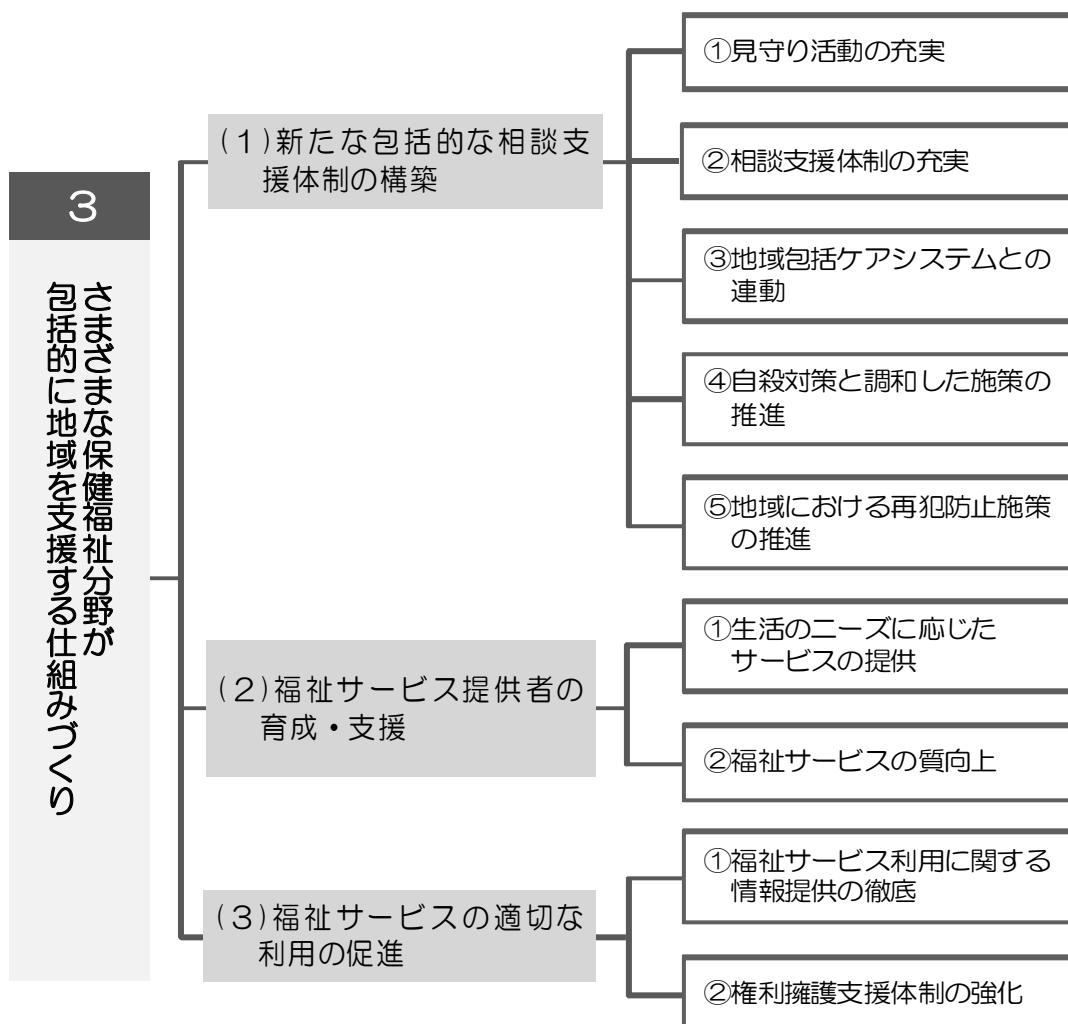
また、専門分野ごとに分かれた福祉サービスでは対応に限界があることから、様々な保健福祉分野によって包括的な課題解決の体制を構築し、制度の狭間にあって支援の届かない人への対応に関係機関が連携して取り組む必要があります。

第4次計画では、次の3項目を施策の方向性として重点的に取り組んでいきます。

【施策の柱】

【施策の方向性】

【基本施策】



(1) 新たな包括的な相談支援体制の構築

現状と課題

- ❖ 子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないよう、包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築していくことが重要となります。
- ❖ 行政の相談窓口は専門分野ごとに分かれていることから、どこに相談したらよいか分からないと感じる人が多い状況です。身近な地域で気軽に相談できる窓口を整備していくことが必要です。
- ❖ 支援を必要とする人の抱える問題が制度の狭間にあったり、複合的であったりすることで行政における担当課がなく、対応ができないケースがあります。
- ❖ 地域における相談先の一つとして民生委員・児童委員が活動をしていますが、地域住民に十分に周知されていない状況にあります。
- ❖ 平成25年度から、介護保険（高齢者）分野において医療・介護連携を推進し、関係者間の顔の見える関係ができつつあります。今後、高齢者の増加等の人口構造の変化により、高齢者だけでない全世代に関する課題に対応するため、また、国の地域共生社会の推進に合わせ、本市においても地域包括ケアシステムについて、様々な分野の関係機関の理解を促進し、官民協働で構築・推進していく必要があります。

基本施策

① 見守り活動の充実

民生委員・児童委員による当事者の視点に立った見守りや支援は、地域にとって重要な活動であるため、引き続き研修や広報に努めるとともに、市民の支え合いの心で見守り支援する仕組みである「はままつあんしんネットワーク」づくりを充実していきます。

② 相談支援体制の充実

地域では解決が困難な課題や世帯が抱える複雑化や複合的な課題に対応するため、既存の相談支援機関の機能を充実させるとともに、地域共生社会の実現のために育児・介護・障がい・生活困窮、またこれら複合的な課題を抱えた世帯全体を包括的に受け止める相談支援体制づくりを構築し、市全体の課題解決力を強化します。

③ 地域包括ケアシステムとの連動

地域のあらゆる人々が役割を持ち、支え合いながら自立した日常生活を営むことができる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて、高齢者、障がい者、子ども分野等にかかる全世代型の地域包括ケアシステムを構築し、住まい・医療・介護・予防・生活支援に関する切れ目のない支援の実現を目指します。

④ 自殺対策と調和した施策の推進

自殺対策と各福祉分野に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取り組みを推進します。

⑤ 地域における再犯防止施策の推進

高齢者または障がい者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制を構築し、地域福祉として一体的に展開します。

<主な取り組み>

①見守り活動の充実

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
民生委員・児童委員の活動支援	より良い活動環境を整備するため、広報活動を積極的に実施します。 また、活動上の悩みや負担感の解消につながるよう研修会の機会をつくります。	福祉総務課
はままつあんしんネットワークづくりの推進（再掲）	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、社会的孤立により日常生活に不安を抱える高齢者が増加していることから、市民の支え合いの心で見守り支援する仕組み「はままつあんしんネットワーク」づくりを推進します。	高齢者福祉課
徘徊高齢者早期発見事業	認知症によりひとり歩きのおそれのある高齢者等の事前把握を行うとともに、その人が行方不明になった場合に事故を未然に防止するため、「見守りの目」を地域に行き渡らせ、早期発見。早期保護につなげます。	高齢者福祉課

②相談支援体制の充実

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	複雑、複合的な個別相談について、相談支援機関と連携し、チームアプローチによる解決に取り組みます。 また、府内外の会議開催を通じ、関係課、関係機関の連携を強化します。	福祉総務課
生活困窮者支援事業の実施	さまざまな要因で生活にお困りの方を対象に、生活や経済的な課題などに関する総合的な相談を受け付け、その課題解決に向けた寄り添い型支援を行います。 【実施事業】 ア. 自立相談支援事業 イ. 住居確保給付金事業 ウ. 就労準備支援事業 エ. 家計改善支援事業 オ. キャリア形成支援事業	福祉総務課

地域ボランティアコーナーの機能強化（再掲）	生活圏域における地域福祉活動拠点に、相談窓口の整備を検討します。市社協の福祉なんでも相談との連携を図り、身近な地域に福祉相談窓口を整備します。	福祉総務課 (市社協)
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置（再掲）	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、制度の狭間にあって必要な支援を受けていない人の課題に取り組みます。また、相談窓口や地域での見守りと連携を図りながら、支援を必要とする人を必要な支援につなげていきます。	福祉総務課 (市社協)
障がい者相談支援事業所による総合相談	障がい者やその家族等からの様々な相談に応じ、情報提供、助言その他のサービスの利用等の支援や、関係機関との連絡調整等を行います。	障害保健福祉課
障がい者基幹相談支援センターの設置	障がい者相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、地域の相談機関への助言や人材育成等を実施することで、障がい者の相談支援体制の強化を総合的に行います。	障害保健福祉課
障害者相談員の配置	当事者の立場で相談に応じるため、障がい者やその家族の中から浜松市が委託する障害者相談員を配置します。	障害保健福祉課
精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉士、保健師等による訪問、来所、電話相談を行います。	障害保健福祉課
地域包括支援センターによる総合相談	高齢者やその家族の総合相談窓口として、様々な悩み事や問題の解決にあたり、関係機関などとの連携を図る中で、必要な支援につなげていきます。	高齢者福祉課
在宅医療・介護連携相談センターの運営	市内の医療・介護・福祉関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談対応を実施します。	高齢者福祉課
福祉人材バンク	福祉の職場に就業を希望する人や、福祉の仕事に関心のある人を対象に、就職あっせんや就職相談等のほか、福祉サービス等の啓発を目的とした事業を行います。	高齢者福祉課

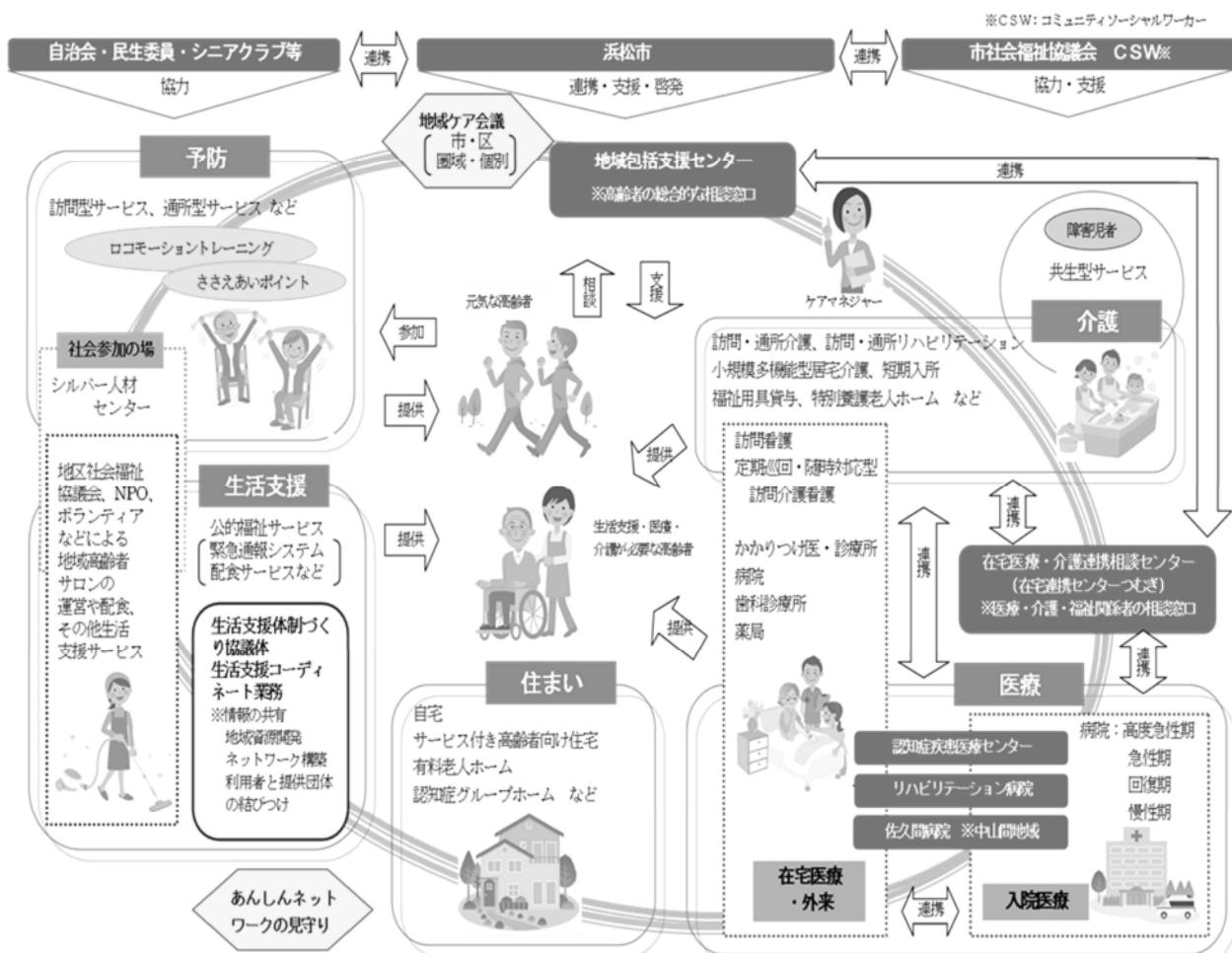
■生活困窮者支援事業の事業内容について

No.	取り組み	内容
ア	自立相談支援事業	相談者の抱える課題に応じて、関係機関にその支援をつなぐだけでなく、関係機関と連携して、ハローワークへの同行訪問等の就労支援、債務解消に向けた法テラスや専門機関への相談支援、経済的課題の解消に向けた貸付期間への申請支援、心身の不調に関する医療機関や支援窓口への受診支援、といった寄り添い型支援を実施します。
イ	住居確保給付金事業	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある方に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図ります。
ウ	就労準備支援事業	すぐに仕事に就くのが難しい、就労に向けた課題を多く抱える方を対象に、健康・生活管理の意識向上や社会参加能力の取得、就労体験の場の提供といった、就労活動に向けた準備支援を実施します。
エ	家計改善支援事業	家計に関する課題を抱える方を対象に、家計管理に関する支援や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務管理に関する支援等を行い、家計収支の改善を図ります。
オ	キャリア形成支援事業	困窮している世帯の子どもに対し、進路相談や職業体験等の提案を行い、キャリア形成を支援することにより、将来の就職による貧困からの脱却を助長します。

③地域包括ケアシステムとの連動

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
地域包括ケアシステム体制の構築	高齢者、障がい者、子ども分野等にかかる全世代型の包括的な相談支援体制のネットワーク構築するため、地域住民、既存団体の活動促進、新たな地域資源発掘、専門職・団体のネットワーク化、人材の確保とスキルアップ等の取り組みを進めます。	福祉総務課、 高齢者福祉課、 障害保健福祉課 及び関係各課
医療と介護の連携	高齢者が病院などを退院する際、介護サービスや保健・福祉サービス等を切れ目なく、円滑に受けられるよう医療機関や介護サービス事業所等が緊密に連携していきます。	高齢者福祉課

【地域包括ケアシステムの姿】



出典：はままつ友愛の高齢者プラン

(第8次浜松市高齢者保健福祉計画・第7期浜松市介護保険事業計画)

④自殺対策と調和した施策の推進

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
自殺対策計画との調和に配慮した施策の推進	<p>各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策において、効果的・効率的な推進が期待できる施策を一括的に取り組みます。</p> <p>【重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らすための包括的支援の充実 ・若年層・働き盛り世代への対策の充実 ・多職種連携によるセーフティネットの強化 	福祉総務課 健康医療課

⑤地域における再犯防止施策の推進

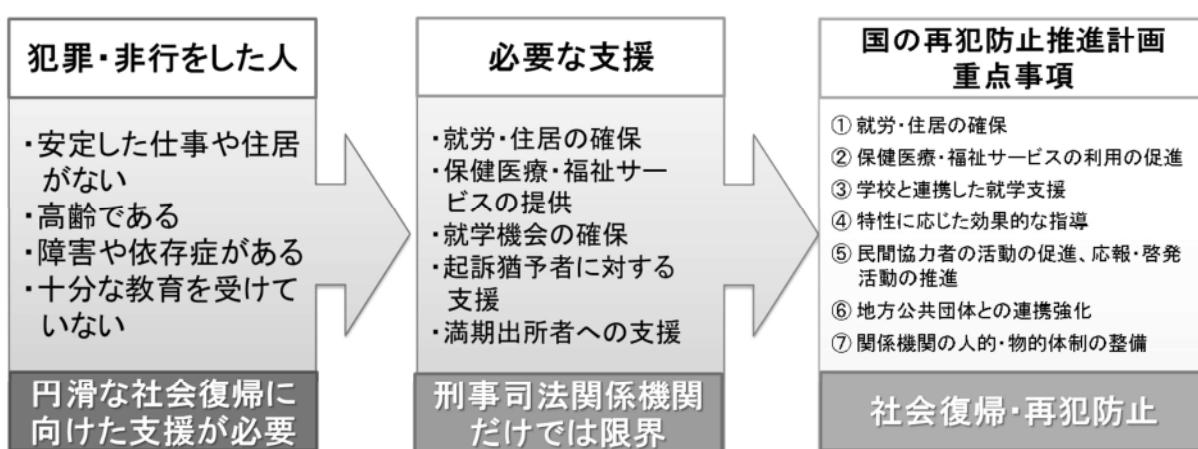
取り組み	内容	担当課 (実施主体)
再犯防止対策事業の構築	支援を必要としている犯罪をした人に対し、必要な支援を実施するため、支援ニーズ、サービス提供者のニーズ把握や、刑事司法関係機関と協働し、支援策の策定、実施を推進するための体制整備を行います。	福祉総務課

■再犯防止対策の推進に向けた方向性（国の考え方）】

平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律 (再犯防止推進法)

刑法犯罪認知件数の減少 ↘
 平成14年 : 2,854,061件
 ↓
平成28年 : 996,120件

検挙者に占める再犯者の割合が増加 ↗
 平成14年 : 34.9%
 ↓
平成28年 : 48.7%



必要な行政サービスが受けられない 地域の情報が乏しいなど → 生きづらさの解消

地域における息の長い社会復帰支援

(2) 福祉サービス提供者の育成・支援

現状と課題

- ❖ 支援を必要とする人が安心して地域で暮らすためには、公的な福祉サービスだけでは限界があります。
- ❖ 今後、地域での見守りや家事支援など生活支援も含めた多様なサービスの提供により、支援を必要とする人の地域生活を支えていくことが必要です。
- ❖ 公的な福祉サービスにおいても、そのサービスの質の向上に取り組んでいくことが必要です。

基本施策

① 生活のニーズに応じたサービスの提供

支援を必要とする人の段階に応じたサービスが提供されるよう、事業所に限らず様々なサービス提供主体を育成し、その活動を支援していきます。

② 福祉サービスの質向上

福祉サービスの質の向上を目指し、研修の実施や、事業者への指導を行います。また、第三者委員の活用や、外部評価の仕組みを取り入れることなどにより、福祉サービスの質の向上を図ります。

<主な取り組み>

①生活のニーズに応じたサービスの提供

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
地区社会福祉協議会を対象にした研修会の開催（再掲）	地区社会福祉協議会のような地域内福祉関係者が新たなサービスを提供できるよう、市社協と連携して研修会を開催します。	福祉総務課 (市社協)
生活支援体制づくり整備事業（再掲）	住み慣れた地域での在宅生活を支えるために地域での支え合いによる日常の生活支援・介護予防サービス等が提供できる取り組みを進め、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置される生活支援体制づくり協議体を運営し、地域の支え合いによる自主的なサービスづくりを推進します。	高齢者福祉課

②福祉サービスの質向上

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
福祉人材の育成	福祉専門職、市職員に対し、福祉全般に関する実務研修、意識啓発研修等を実施します。	福祉総務課

第三者委員の活用	苦情処理の対策として、第三者委員の周知と活用を指導します。	福祉総務課・障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課・幼児教育・保育課
第三者評価の活用	サービス提供方法などについて、外部評価などの仕組みを取り入れ、質の向上を図るよう求めます。	福祉総務課・障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課・幼児教育・保育課
障害福祉サービス事業者等に対する実地指導	障害福祉サービス事業者への実地指導時に、障がい者虐待防止の取組み、適切なアセスメントの実施など運営上の指導を行います。	障害保健福祉課
相談支援専門員等を対象にした研修会の開催	より質の高いケアマネジメントを提供するため、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の相談支援専門員等を対象とした研修会を開催します。	障害保健福祉課
介護給付等費用適正化事業	介護保険制度の周知や良質な事業展開のために介護保険事業者に必要な情報の提供を行います。また、連絡協議会等を設置し、利用者に質の高い適切なサービスの提供が行えるよう環境整備を図ります。	介護保険課
介護保険事業者に対する実地指導	介護保険事業者への実地指導時に、高齢者虐待防止の取組み、適切なアセスメントの実施など運営上の指導を行います。	介護保険課
認知症介護実践者等養成支援事業	介護保険施設等に従事する者を対象として、認知症介護の知識及び技術の修得のための研修を行います。	介護保険課

(3) 福祉サービスの適切な利用の促進

現状と課題

- ❖ 度重なる福祉制度の改革や、多様なニーズに対応するための新たなサービス展開に伴い、結果として一般の人には制度の内容が分かりにくくなつた一面があります。支援が必要となり、初めて制度やサービスについての情報に触れ大きな戸惑いを感じる人、また、サービスを受けることに対して抵抗感を持つ人もいるようです。
- ❖ 現在の福祉制度は、支援を必要とする人が、自ら必要とするサービスを選択し、社会で自立した生活を送ることが基本となっていますが、認知症や障がいなどにより、必要なサービスを選択できない人もいます。高齢化の進展により、今後認知症の人の増加が予想されるなか、判断能力に不安が生じた人が必要な支援を切れ目なく受けられるよう事業を充実していく必要があります。

基本施策

① 福祉サービスの利用に関する情報提供の徹底

福祉サービスを必要とする人に分かりやすく情報提供することで、サービス利用の拡充を図ります。また、必要とする人が福祉サービスを円滑に切れ目なく受けられるよう、福祉サービス事業者や医療機関と行政や地域内福祉関係者の連携を密にしていきます。

② 権利擁護支援体制の強化

現在、福祉サービスの多くが利用者との契約に基づき提供されていますが、全ての人が自ら望む生活を送るために必要なサービスを利用するためには、適切な情報提供、迅速な苦情解決の仕組みの整備とあわせて、そのサービスを契約する際に判断能力が十分でない人への支援等が必要です。

特に認知症高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の地域移行が進む中、こうした人々が地域において安心して生活するためには、それぞれの判断能力の程度や生活の状況を踏まえた多様な支援が求められており、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護支援を充実させることが必要です。

また、社会的に弱い立場にある高齢者や障がい者は、虐待や消費者被害などに遭いやすいため、市民への普及啓発活動に加え、関係機関のネットワークによる協力体制を推進していくことが必要です。

<主な取り組み>

① 福祉サービス等の利用に関する情報提供の徹底

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
アクセシビリティに配慮した市ホームページの作成	市の定めたサイトポリシーにより、アクセシビリティに配慮した、誰もが使いやすい公式ホームページの作成を推進します。	広聴広報課

はまつくらしのガイドの作製	本市の行政情報を掲載し、全世帯へ配布します。各種行政サービスの概要や相談窓口についても紹介しています。	広聴広報課
消費生活支援事業	悪質な訪問販売などに対する注意喚起、消費生活相談窓口の周知を行い、被害を未然に防ぎます。	市民生活課
わかりやすい印刷物作成の手引き作成（再掲）	パンフレットやチラシ、ポスター等の印刷物について、誰もが情報を入手しやすいようにカラーユニバーサルデザインや配慮方法等に関する手引きを作成し活用します。	UD・男女共同参画課
障害福祉のしおりの作製	障害福祉サービス等を紹介する冊子を作製するとともにホームページに掲載し、様々なサービスと手続きについて、分かりやすく提供します。	障害保健福祉課
高齢者福祉のしおり作製	高齢者福祉施策の概要をまとめた「高齢者福祉のしおり」を作製・発行します。	高齢者福祉課
介護保険制度の趣旨普及事業	パンフレットやインターネットの活用により、市民への介護保険制度の周知、啓発を図ります。	介護保険課

②権利擁護支援体制の強化

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
成年後見制度利用促進事業	成年後見制度について、市民や関係機関の職員に対して、講演会や専門職による相談会を開催するとともに、関係機関と連携をしながら、認知症高齢者や障がい者などの権利擁護のためのネットワークづくりなどをています。	福祉総務課 (市社協)
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人が、自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用など生活についての相談や日常的な金銭管理の援助などを行います。	福祉総務課 (市社協)
成年後見市長申立て制度・報酬助成制度	成年後見制度利用にあたり、申立て人がいない場合に市長が申立て人になります。また、被成年後見人等に資力がない場合に成年後見人等に支払う報酬の助成を行います。	障害保健福祉課 高齢者福祉課
高齢者・障害者虐待防止対策支援事業	高齢者や障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、研修会や講演会の開催等の啓発活動を行います。	障害保健福祉課 高齢者福祉課
障がい者基幹相談支援センター事業	障がい者や障がい児の身上監護又は財産管理が適正に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援します。	障害保健福祉課
地域包括支援センター権利擁護事業	高齢者の権利擁護にかかる成年後見制度の活用等に関する相談、虐待防止や消費者被害の防止などの相談、啓発活動を行います。	高齢者福祉課

※成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの詳細は、56ページ参照。

／成年後見制度の利用促進に向けた取り組み（基本計画）

1. 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人の預貯金の管理など（財産管理）や日常生活での様々な契約など（身上監護）をしていく制度です。

2. 成年後見制度に関する現状と課題

浜松市の平成29年時点における総人口は、807,199人で、65歳以上の高齢者は、215,521人、人口に占める割合である高齢化率は26.7%であり、今後総人口が減少していく中、この数字はますます増えていくと推測されます。また、成年後見制度の利用に関する認知症の高齢者が23,267人、重度の知的障がい者が2,422人、重度の精神障がい者が404人と合わせて約26,000人にものぼります。

一方、静岡家庭裁判所浜松支部管内（浜松市、磐田市、袋井市及び湖西市）で成年後見制度を利用している人は、1,899人（平成30年1月末日辞典※）であることから、制度利用につながっていない人がまだ数多くいることが考えられます。

※静岡家庭裁判所の次長統計による概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

＜課題＞

- ・制度について、知られていない、または正しく理解されていないことで、成年後見制度の利用に至っていない。
- ・市長申立てなど、制度を利用するための手続きに時間を要する、または制度自体が分かりにくいことで、本人や支援者が利用しづらさを感じており、適切に制度利用ができるていない。
- ・利用者の増加や様々なニーズに対応していくために、新たな後見人の育成やフォローアップなど、成年後見制度の担い手不足を想定した準備ができていない。

3. 成年後見制度利用促進事業

（1） 中核機関（成年後見支援センター）の開設

- ・浜松市の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関（成年後見支援センター）を開設し、家庭裁判所や関係機関と連携をしながら、事業を推進していきます。

（2） 相談支援機能の強化

- ・成年後見制度の利用に関する相談ができる窓口として、中核機関（成年後見支援センター）を開設し、市民や地域の支援機関職員などが利用できる体制を整備します。
- ・地域の支援チームへの制度利用の相談には、既存の支援機関が持つ機能を活かしながら、中核機関と地域の専門職等がサポートする体制を強化していきます。

(3) 地域連携ネットワークの構築

- 日常生活圏域では、本人に身近な親族、医療・福祉・地域等の関係者と後見人によるチームがご本人を支えるとともに、適切に制度が利用できるよう連携をします。
- 市町村圏域では、中核機関が中心となり、各専門職団体及びNPO団体、医療、福祉関係者などが定期的に集まり、制度の利用のしづらさなど、地域課題の検討・調整・解決に向けた協議会を開催します。

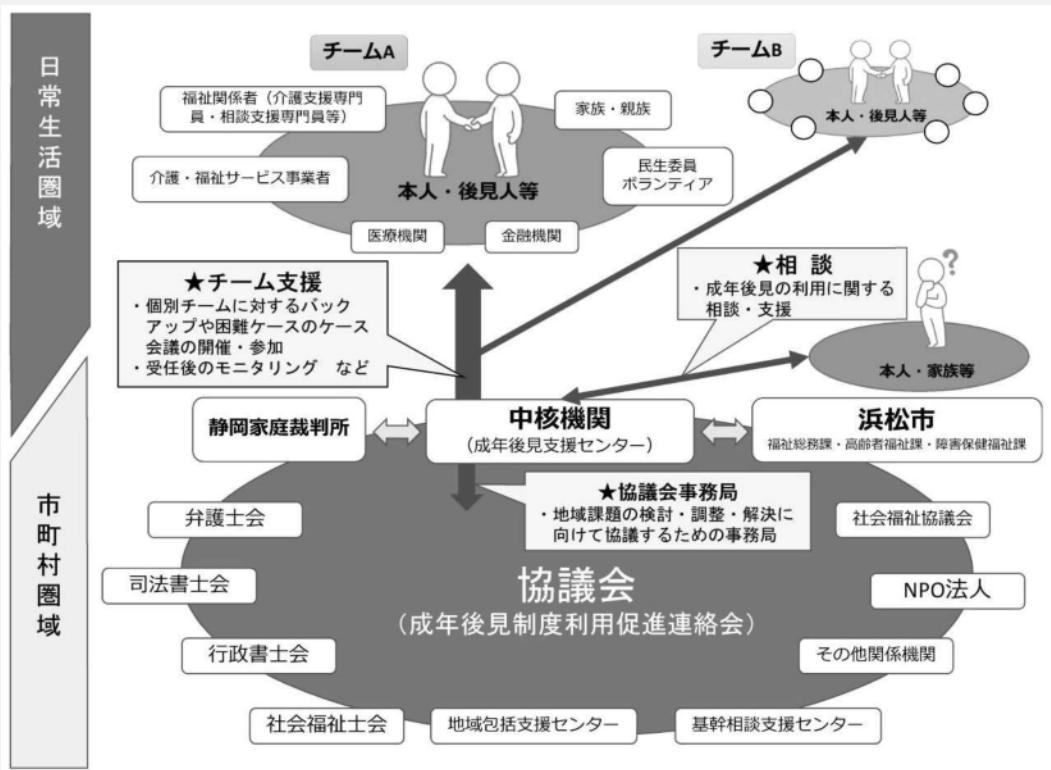
(4) 制度の理解者と担い手の育成

- 市と中核機関が中心となり、市民、地域の支援者など対象別に講演会を開催し、成年後見制度について正しく周知をします。
- 行政、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所などの職員を対象にした研修会を開催し、成年後見に関する実務を学ぶとともに、職種間の連携を強化します。
- 新たな後見人となる人材の育成として、「市民後見人養成講座」を開催するとともに、養成した人材を活用するための仕組みを段階的に整備し、関係機関と連携をしながらフォローアップできる体制を目指します。

(5) 利用者が安心して利用できる体制づくり

- 財産管理だけでなく、利用者である認知症高齢者や障がい者の意思決定支援、身上保護を大切にするために、複数後見や法人後見など、利用者の特性やニーズに応じた選任がされることにより、安心して利用できるよう家庭裁判所や関係機関と連携していきます。

○ 浜松市の地域連携ネットワークのイメージ図



第4章

リーディング プロジェクト

背景

計画を推進していく中で、これまで取り組んできた事業や基盤を活かしながら、事業全般を先導していく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、重点的に取り組んでいきます。

三つの視点

- ①地域共生社会の実現のために推進が求められる事項
- ②市民参加による地域福祉の推進体制づくりに効果的と考えられる事項
- ③関連する取組みへの波及効果が大きいと考えられる事項

第4章 リーディングプロジェクト

1 リーディングプロジェクトの選定

リーディングプロジェクトの視点に基づき、市民アンケートや関係団体との意見交換などから寄せられた意見・考えなどを参考に、次の3事業を「リーディングプロジェクト」として推進します。

取り組み	選定理由
地区社会福祉協議会への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めるために、まず、住民に身近な圏域での体制づくりが必要となる中、住民主体の地域福祉活動の母体となる地区社会福祉協議会の役割がますます重要となります。 各地区社会福祉協議会へ住民が参画しやすいよう、活動への理解を深める活動や、活動を支える事業費の安定確保を支援し、活動のさらなる活発化を目指します。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の設置支援	<ul style="list-style-type: none"> 社会的孤立の状況にある人や、制度の狭間に陥って必要な支援を受けていない人を適切な支援に結びつける個別支援の強化が必要となります。 地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、地域をつなぐネットワークを強化し、個別支援から見えてくる課題、住民が問題と感じていることについて、住民と一緒に考え方解决问题に向けて動く体制の専門的な福祉コーディネーターとなるコミュニティソーシャルワーカーの設置支援が重要となります。
多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 複合的で解決困難な課題が増加する中、保健福祉関係の部署・相談支援機関のみならず、幅広い分野を巻き込んだ支援が必要となっています。 各部署、機関における連携を強化し、解決していく体制を推進するため、コーディネーター機能を充実することが重要となります。



地区社会福祉協議会への活動支援

(福) 浜松市社会福祉協議会では、地域福祉推進を目的とした地区社会福祉協議会の立ち上げのための支援や活動に対して助成金など、地域福祉活動の支援を行っています。

1 目的

地区社会福祉協議会は、住民主体による地域福祉活動の推進母体として、今後も地域福祉の推進の要となる組織です。地区によって、設立の経緯も活動内容も様々であるため、画一的な活動支援ではなく、それぞれの地域に合ったきめ細やかな支援を行う必要があります。

また、ちょっととした困りごとの早期発見、早期解決を目指し、地域において課題を解決できる体制作りを推進していくうえで、地区社会福祉協議会の担う役割がとても重要となります。

なお、(福) 浜松市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会の活動支援の中核を担っています。市は、(福) 浜松市社会福祉協議会が充実した支援を実施できるよう支援していきます。

2 活動支援事業の取り組み内容

① 事業内容の充実に向けた基盤づくり

- ・組織運営に関して、相談支援を実施します。
- ・補助金等の財政的な支援、財源の確保のためのアドバイスなどを実施し、持続可能な運営体制を整えます。
- ・住民に対しての周知活動を充実させ、活動への理解を推進します。
- ・地域の現状や課題を把握するための調査（地域診断）実施の支援を行い、必要に応じて、地区版の地域福祉計画を策定することで、目指すべきビジョンを明確にします。

② 住民に身近な地域で困りごとを発見・解決できる取り組みの推進

- ・地域における地域生活課題の把握、解決を試みることができる環境を以下の取り組み等により整備の推進を図ります。
 - ア. 既存の実施活動への支援の充実
 - ・地域におけるサロン活動、家事支援活動等に対し、継続して実施できるよう支援を充実します。
 - イ. 協議機能の強化の促進
 - ・地域で困っている人の声を共有し、解決のアイデアを出し合い、計画を立てて行動するため等の協議機能の充実を図るための支援を実施します。
 - ウ. 課題発見解決のためのコーディネーターの育成
 - ・住民の相談を受け止め、地域の助け合い等の活用により解決を図り、必要な場合、相談支援機関つなぐ等の役割を担うコーディネーターの育成を支援します。
 - エ. 地域住民が相互に交流を図ることができる拠点の整備
 - ・地域ボランティアコーナーを活用し、機能強化を図ります。
 - ・必要に応じて既存の各分野のサロンの機能を拡大し、全年齢型の居場所づくりを進めます。
 - オ. 研修等の実施
 - ・課題解決へのプロセスやポイントの理解を深める研修を実施します。
 - ・他市町村の優良事例を紹介することで、活動の幅を広げます。
 - ・関係団体との交流会の企画、実施を行います。

③ 住民に身近な相談窓口設置の推進

- ・地域活動を通して地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援機

関につなぐことができる体制を以下の取り組み等により整備の推進を図ります。

ア. 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備・周知

- ・地域ボランティアコーナーの機能強化による相談支援体制の整備の検討及び整備後、地域住民に対して周知を実施します。

イ. 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

- ・地域で困っている人を問題が深刻化する前に身近な地域で早いうちに発見し、自治会、民生委員・児童委員等と共有検討を図り、解決に向け、地域の助け合いや専門機関につなぐことができる体制を構築します。

ウ. 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

- ・地域では、対応できない相談については、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域包括支援センター、行政機関等に円滑につながるように、連携体制を構築します。

④ 多様な主体の活動とのマッチング機能の充実

- ・住民主体の活動に対して、様々な社会資源をもつ社会福祉法人、企業、NPO法人を円滑に結ぶマッチング機能を構築することで、地域のニーズに応える体制を構築します。

3 活動支援の年次計画

取組内容	年度				
	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
事業内容の充実に向けた基盤づくり	●	■	■	■	■
地域における課題解決力の強化への支援		●	■	■	■
地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		●	■	■	■
多様な主体の活動とのマッチング機能の充実		●	■	■	■

コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の配置支援

専門的な福祉コーディネーターとしてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を各地区へ配置し、地区社会福祉協議会の運営に関する指導や他団体との連携を推進し、地域の様々な福祉課題の解決につなげます。

1 目的

急速な高齢化の進展や人口減少、格差の拡大などに伴い、社会からの孤立や複合的な問題を抱える人等が増加しています。

このような支援を必要とする人を早期に発見し、必要なサービスにつなぐといった機能・体制づくりが重要です。

このため、住民の地域福祉活動等を支援するための専門的な福祉コーディネーターとして、一定の圏域ごとに配置されている、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、

- ①地区社会福祉協議会などの住民主体の地域福祉活動の活性化
- ②制度と制度の狭間にあり、既存の福祉サービスでは対応が難しい人への支援やその課題の解決

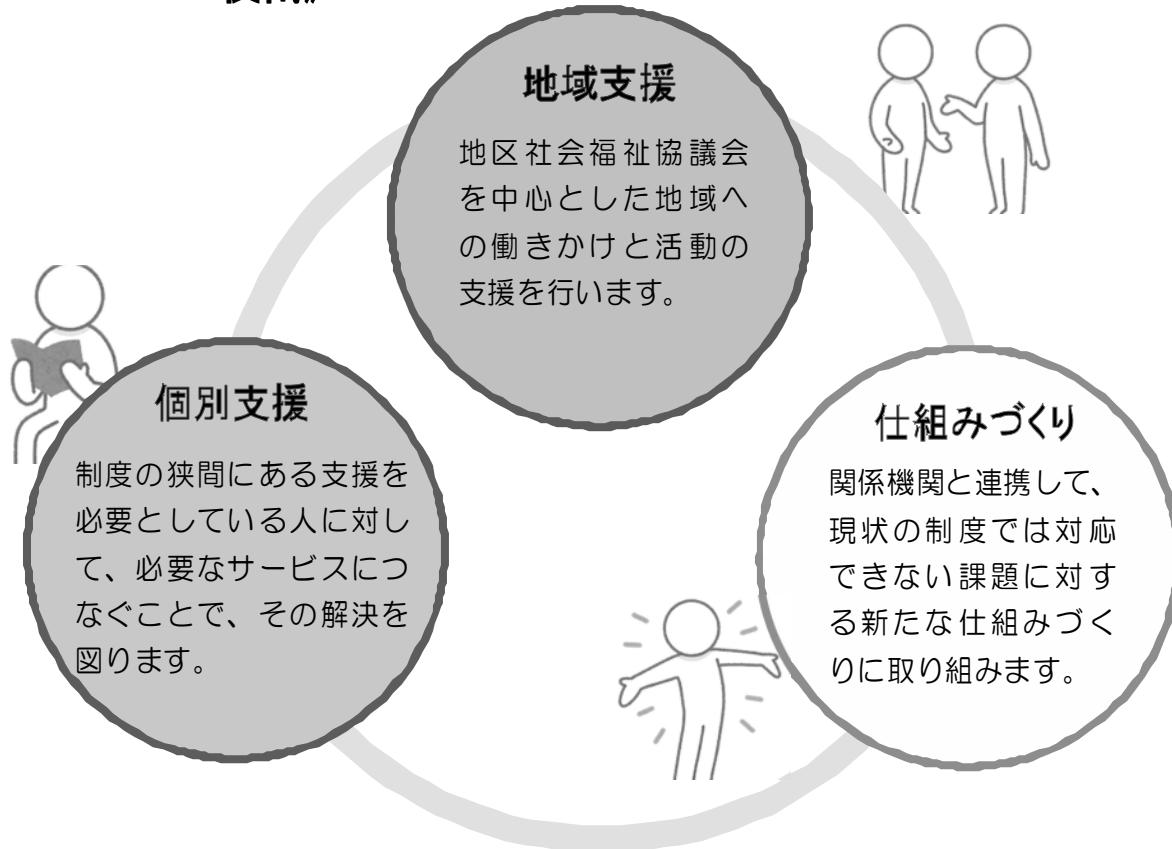
に取り組むことにより、地域での課題を解決する力（地域福祉力）の向上を目指します。

配置については、従来から地域福祉事業に取り組んでおり、様々な福祉課題に組織として対応できる体制が整っている等の理由から、今後も（福）浜松市社会福祉協議会が担うものとします。

2 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

浜松市におけるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、既存の制度には当てはまらない問題を明確にし、課題解決につなげる「個別支援」と、地域の中にある生活支援体制や地域住民の福祉推進の支援などを行う「地域支援」、さらには支援を推進するための仕組みの構築を目指す「仕組みづくり」の三つの役割を担います。

《CSWの3つの役割》



3 配置支援の取り組み内容

- (1) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の資質確保、活動環境の整備
 - ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、その業務内容から、非常に幅広い知識と技術を掛け合わせた福祉専門職である必要性があり、新たな地域課題や各制度等に対応できる力を確保するために、必要な研修を実施します。
 - ・ ガイドラインを見直し、今後のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）

の機能や役割について、検討します。

- ・活動事例をまとめ、常にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）間での情報共有を図る体制を強化するとともに、関係機関へ周知することで、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）への理解を促進し、活動しやすい環境を整えます。

(2) 制度の狭間に課題を抱える問題への個別支援や地域支援の充実

- ・常にアウトリーチの意識を持ち、必要な支援を実施します。
- ・個別支援から見えてくる地域の課題を普遍化し、生活支援コーディネーター等と連携し、地域への支援、仕組みづくりにつなげます。

(3) 各相談支援機関とのネットワークづくりの強化

- ・課題解決困難な事例については、チームアプローチでの支援を実施するため、日ごろからネットワーク構築を図ります。
- ・地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等の定期的に交流会を実施し、相互の活動、役割の理解を深めます。

(4) 地区社会福祉協議会への活動支援

- ・リーディングプロジェクト1に掲げる事業について、活動支援を行います。

4 配置支援の年次計画

取組内容	年度				
	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の資質確保、活動環境の整備	●	➡			
制度の狭間に課題を抱える問題への個別支援や地域支援の充実	●	➡			
各相談支援機関とのネットワークづくりの強化	●	➡			
地区社会福祉協議会への活動支援のバックアップ	●	➡			

多機関の協働による 包括的相談支援体制の構築

住民に身近な圏域にある相談支援機関等では対応が難しい複合的な複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備し、課題解決力を強化します。

1 目的

子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないよう、包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築します。

2 構築事業の取り組み内容

以下の事業を推進するコーディネーター役として、相談支援包括化推進員を配置し、事業を展開します。

(1) 解決困難な個別相談への対応

- ・複合的な課題を抱えた相談者に対して、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等の相談支援機関や地域の関係機関からの情報提供を受け、支援が停滞している場合等の課題を整理します。
- ・相談者の抱える課題を把握し、多機関によるチームアプローチでの課題解決のための基本的な方向性等に関するプランを作成し、他の相談支援機関との連絡調整、指導・助言を行います。

- ・各相談支援機関が開催している既存の個別支援に関する検討会議への出席等、アウトリーチの考え方を重視し、積極的に個別支援の実施状況を把握します。

(2) 相談支援包括化ネットワークの構築

- ・次のア～ウに掲げる取り組みを通し、主に庁内関係部局の連携の強化を図ります。
 - ア. 市役所職員向けに福祉意識の醸成、知識向上のための研修会実施
 - イ. 各課の実施事業の相互理解、事務の効率化のための勉強会実施
 - ウ. 個別相談のワンストップ体制構築に向けてマニュアルの作成
- ・庁外の相談支援機関同士のネットワークについては、各機関の顔の見える関係づくりや役割の相互理解のための研修会等を実施。相談支援包括化推進員が関係機関と密に連携をとることで、市全体の相談支援包括化ネットワークを構築します。

(3) 相談支援包括化推進会議の開催

- ・各相談支援機関の業務内容の理解、連携方法、福祉ニーズの把握、地域に不足する社会資源創出の手法、支援実績の検討などについて意見交換をします。
《参加機関（案）》
健康・医療・高齢者・子ども・子育て・障がい・生活困窮・教育等
《開催頻度（案）》
代表者会議（年1～2回）、実務担当者会議（3ヶ月に1回）、個別ケース会議（隨時）※既存会議を活用
- ・その他、庁内関係部局での会議へも隨時出席し、各事業の横断的な取り組みの検討を実施します。

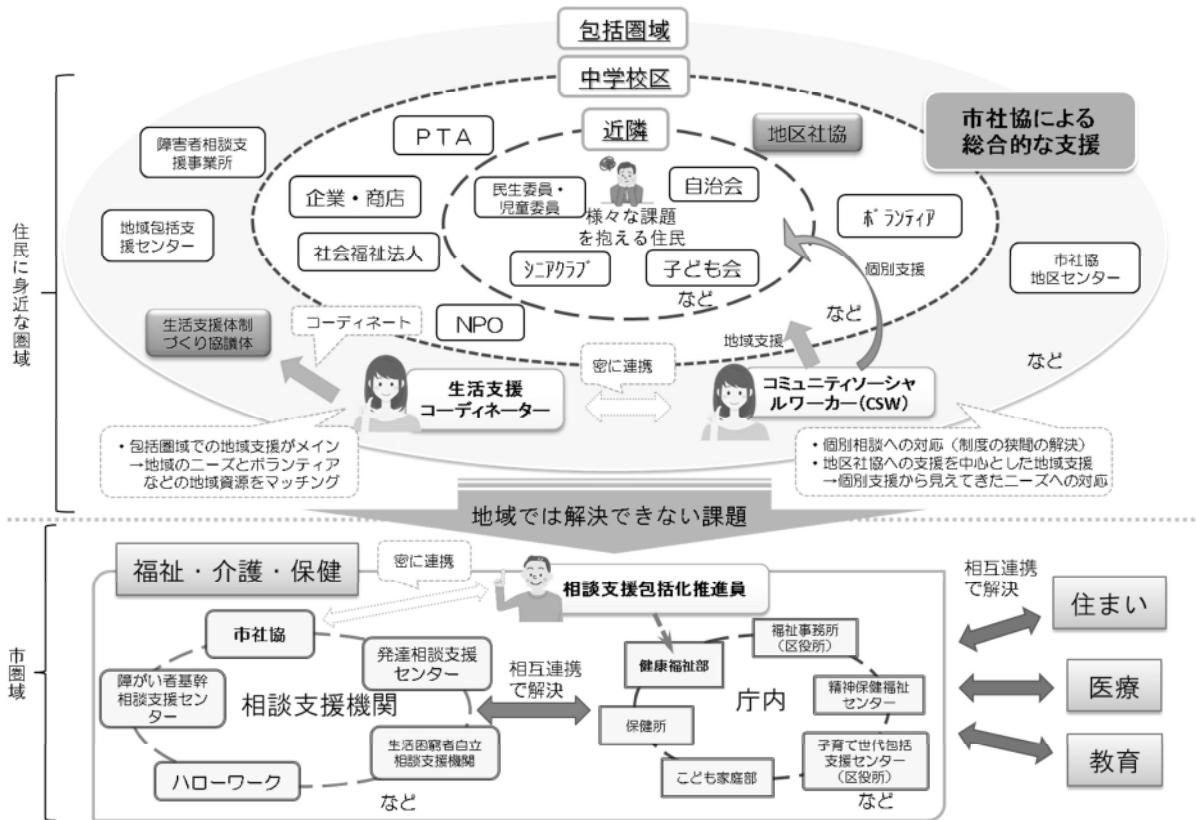
(4) 自主財源の確保のための取り組み

- ・地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を確保するため、共同募金の活用や地域の社会福祉法人の地域貢献の取組や地元企業等へ寄附金拠出を働きかけるなど行います。

(5) 新たな社会資源の創出

- ・各地域の社会資源マップの作成等、地域資源の整理、共有化を図る。
- ・CSWや生活支援コーディネーターと連携をしながら確保した自主財源等を原資として、地域に不足する新たな社会資源の創出を図るための取組を推進します。

様々な課題を抱える住民を取り巻く包括的な相談支援体制のイメージ



3 構築事業の年次計画

取組内容	年度				
	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
解決困難な個別相談への対応	●	■	■	■	■
相談支援包括化ネットワークの構築	●	■	■	■	■
相談支援包括化推進会議の開催	●	■	■	■	■
自主財源の確保のための取り組み	●	■	■	■	■
新たな社会資源の創出	●	■	■	■	■

第5章

計画の推進と評価

ねらい

計画に定めた目標とその成果を可視化することで、それにより浮かび上がる課題や改善点を明確化し、PDCAサイクルを進め、より一層効果的に機能させる進行管理を行います。

第5章 計画の推進と評価

1 推進体制

- 社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の推進状況を把握し、計画の推進にあたっての課題や対応策について審議します。
- 福祉に関する様々な団体との意見交換の場を設け、計画の推進にあたっての課題の分析や対応策について検討を行います。
- 地域福祉に係る課題への対応にあたっては、保健福祉分野のみならず、様々な関係部局・機関（まちづくり、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）と連携し、総合的・横断的に取り組みます。

2 計画の評価

（1）評価について

- 本計画の評価は、計画の成果を確認するため、各事業が位置づけられる個別計画の成果指標を基に実施する他、各リーディングプロジェクトの成果指標を定め実施します。その結果に基づき、社会福祉審議会地域福祉専門分科会で、総合的、多角的に評価します。
- 計画中間年度である平成33年度には中間評価を、また、最終年度である平成35年度には計画期間全体の推進状況について評価し、結果を市ホームページ等で公表します。

(2) 成果指標

取組内容	現状	目標				
	H29	H31	H32	H33	H34	H35
[リーディングプロジェクト1] 地区社会福祉協議会への活動支援						
家事支援サービス事業実施している地区社協数（団体）	28	30	31	32	33	34
サロンや居場所の実施箇所数（箇所）	465	490	500	510	520	530
地域ボランティアコーナー配置箇所数（箇所）	44	48	50	52	55	58
[リーディングプロジェクト2] コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置支援						
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による新規個別相談平均件数（一人当たりの年間件数）（件）	62	90	95	98	100	100
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による地域支援の取り組み件数（年間件数）（件）	273	700	750	775	800	800
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による仕組みづくり件数（件）	3	7	9	11	13	15
[リーディングプロジェクト3] 多機関の協働による包括的相談支援体制の構築						
多機関が連携して対応した事例等の件数（件）	-	5	10	15	20	25

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	第4次浜松市地域福祉計画（案）
意見募集期間	平成30年12月17日（月）～平成31年1月15日（火）
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 福祉総務課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

FAX : 050-3730-5988

E-mail : fukushisomu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からぬ場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

